

第16卷第1号
2023年3月

新潟青陵学会誌

JOURNAL OF NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY

目 次

原著

山口 恵子 森 覚

- 仏教絵本『おしゃかさま どこに おいでになるの』におけるブッダの表象
－仏教絵本における武市八十雄の影響－ …………… (1)

研究報告

浅野 仁美 池 睦美 中村 勝 長澤 寮

- 除細動機能付き両心室ペースメーカー植込み後を生きる
拡張型心筋症患者の体験 …………… (12)

森田 千穂 清水 理恵 上迫 裕美子 中林 文 浅野 仁美

早川 佑美

- オンラインによる卒業前看護技術トレーニングの成果と今後の課題 …… (20)

資料

小久保 志乃

- コロナ禍における相談援助実習配属業務の現状と課題 …………… (32)

伊藤 裕輔 原田 宏一 渡部 一知 寺口 祐司 小澤 薫

三浦 修 李 在櫨

- 司法・福祉専門職協働によるNPO法人の創設
－成年後見制度の現状と課題を踏まえて－ …………… (44)

- 2022年度新潟青陵学会臨時総会議事録 …………… (55)

- 新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程・様式 1 ～ 3 …………… (56)

仏教絵本『おしゃかさま どこに おいでになるの』 におけるブッタの表象

—仏教絵本における武市八十雄の影響—

山口 恵子¹⁾ 森 覚²⁾

1) 新潟青陵大学 福祉心理学部社会福祉学科

2) 大正大学

Representation of Buddha in the Buddhist Picture Book

“Oshaka-sama dokoni oideni naruno”

:The Influence of Takeichi Yaso-o on Buddhist Picture Books

Keiko Yamaguchi¹⁾ Kaku Mori²⁾

1) Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare and Psychology,
Niigata Seiryo University

2) Taisho University

要旨

1975年に月刊絵本「こどものくに」から発表された『おしゃかさま どこに おいでになるの』は、2月15日の涅槃会に関連した絵本である。この作品は、死んでしまったブッタの行方を探すうさぎが行く先々でブッタを感じる物語になる。表現されるブッタ像からは、「法身」と「色身」といった仏教思想が読みとれる一方で、仏教經典に記されるブッタの教えと異なる点もある。それが「わたしのからだは死んでも、わたしはいつもあなたたちと一緒にいますよ」と、いわれました」という解説文に記されるブッタの遺言である。このような「あなたと共にいるブッタ」を感じる物語の成立には、作者である三好碩也や、「こどものくに」編集長の安井淡と交流があった武市八十雄からの影響がある。至光社の月刊絵本「こどものせかい」で多数のキリスト教絵本を制作した武市は、感じる世界を絵本で表現しようとした。そのコンセプトが仏教絵本に反映されたのである。

キーワード

仏教絵本、宗教表象、キリスト教絵本、感じる世界、月刊絵本

Abstract

"Oshaka-sama dokoni oideni naruno" was published in 1975 by "Kodomo no Kuni", a monthly picture book publication.

This picture book was produced in connection with the Nirvana Festival on February 15th, and tells the story of a rabbit searching for the whereabouts of the dead Buddha, who feels Buddha wherever he goes.

While the images of the Buddha in the picture book are based on the Buddhist philosophy of "dharma-kāya" and "rūpa-kāya," they differ in some respects from the Buddha's teachings as recorded in the Buddhist scriptures.

In the commentary to the picture book, it is stated that Buddha's last words were "My body may die, but I will always be with you."

The reason for creating a picture book on the theme of feeling Buddha's presence with you can be attributed to the influence of a man named Takeichi Yaso-o with whom the author, Sekiya Miyoshi, and "Kodomo no Kuni" editor-in-chief, Tan Yasui, had been in contact.

Takeichi, who had produced many Christian picture books in "Kodomo no Sekai" (monthly picture books published by Shiko-Sha company Ltd), was a man who tried to express "the world of feeling" in his picture books, and it was this concept that gave birth to a picture book on the theme of feeling Buddha.

Key words

Buddhist Picture Book, religious representation, Christian Picture Book,
The World of Feeling, Monthly Picture Book

I 問題提起

1975年に東京の鈴木出版から刊行された『おしゃかさま どこに おいでになるの』は、月刊絵本「こどものくに」ひまわり版2月号として配本された仏教絵本である。月刊絵本は、毎月発行される保育雑誌絵本のことを指し¹⁾、なかでも1962年に創刊した「こどものくに」は、仏教系幼稚園と保育園及び養成機関の全国組織である日本仏教保育協会が編集する宗教系月刊絵本に分類される²⁾。

その「こどものくに」から発表された『おしゃかさま どこに おいでになるの』は、仏教の教主ブッダを遺徳追慕する2月15日の涅槃会法要に関連した絵本である。仏教において涅槃は、ブッダの死を意味する言葉であり、本作品でも主人公のうさぎが死んでしまったブッダの行方を探す物語が展開される。

一方で、この絵本で表現されるブッダ像は、一般的な仏教思想とは異なる点もある。当時の「こどものくに」編集長だった安井淡による「おかあさまへ」と題した裏表紙の解説文では、「おなくなりになる時、「わたしのからだは死んでも、わたしはいつもあなたたちと一緒にいますよ」と、いわれました」というブッダの遺言が紹介される。しかし、パーリ語仏典のディーガ・ニカーヤ (*Dīgha Nikāya*) 第16経のマハーパリニッバーナ・スッタ (*Mahāparinibbāna-sutta*) に記された「自燈明 法燈明」と呼ばれるブッダ最後の教えは、「お前たちのためにわたしが説いた教えとわたしの制した戒律とが、わたしの死後にお前たちの師となるのである」³⁾であり、全く異なる内容になる。

それにもかかわらず、死後も仏弟子や仏教徒と共に寄り添うブッダ像が絵本の解説文に記されるのは、安井淡ならびに本作品の作者である三好碩也の作家性によるところが大きいと考えられる。なぜならば安井と三好は、カトリック系のキリスト教月刊絵本「こども

のせかい」を発行する至光社の武市八十雄との交流があり、武市の思想や価値観を仏教絵本へ反映させた可能性が認められるからである。

そこで本論文は、各画面表現を手がかりとして、『おしゃかさま どこに おいでになるの』で創り出されたブッダの表象を考察し、武市、安井、三好という三者の着想や表現を通して、思想・価値観・通念・世相・習慣・学知などといった同時代の社会的諸要因に適応させるべく創りかえられた仏教とキリスト教の宗教的表現について考察したい⁴⁾。

II 安井淡と三好碩也

安井淡は1921年に朝鮮半島の京城で生まれ、上智大学を卒業後、絵本や紙芝居といった児童図書の創作と編集を手がけた人物である。児童美術家連盟会員であり、『おしゃかさま どこに おいでになるの』が発行された1975年時点では、日本仏教保育協会が編集する鈴木出版の月刊絵本「こどものくに」編集長を務め、1978年からは、鈴木出版顧問に就任。絵本講師や幼児教育の講演活動もしていた⁵⁾。

三好碩也は1924年、安井淡と同じく朝鮮半島の京城で生まれた。その後、東京で育った三好は、旧制第一高等学校、東京大学へと進学したが、大学を中途退学して建設会社に勤めながら、画家への道を模索する。絵画については猪熊弦一郎に師事しており、新制作展に数回出品し、受賞したこともあった。しかし、1949年頃、三好は体調を崩し、本籍地であり母の生地である香川県に帰郷し、設計の仕事などをしていた⁶⁾。

1958年、三好は上京して絵本制作を始め、1962年には制作した絵本『うちゅうの 7にんきょうだい』(「こどものとも」3月号、福音館書店)がサンケイ児童出版文化賞大賞を受賞する。また、翌年1963年には『かーくと ぷーく』(「こどものせかい」6月号、至

光社)が、「至光社こどものせかい珠玉版・おはなしのえほんシリーズ」の1冊として毎日出版文化賞を受賞する。

三好はいくつかの出版社から絵本を出版しているが、なかでも至光社の月刊絵本「こどものせかい」に多くの作品を残している。そのほとんどがキリスト教の聖典である聖書に書かれた物語を再話した絵本であり、いずれの作品も、キリスト教信者ではなかった三好独自の解釈が加えられ、個性豊かな聖書物語作品となっている。至光社の当時の編集長であった武市八十雄(1927-2017)は、三好が1997年に亡くなった後で、三好を野球の投手にたとえて、次のように評した。

三好投手は多種多彩な持ち球を持っていて、コントロールも荒れ気味でした。でも、カーブ・スライダー・ドロップ・シンカー…と自分勝手に投げながらも、ここという時は、すばらしい球が低めのストライクゾーンにきまるのです。

変に理屈に走ったりリズムでなく、限りなく生まれる絵本の一冊一冊に、無邪気な子どもたちの純な夢中さが色になり線になって、三好投手ならではの美しさをもっていました⁷⁾。

「こどものせかい」で発行された三好の絵本作品は、1965年から40年の間に12タイトル30冊が欧米の言語に翻訳され、至光社国際版絵本海外版として海外で発行された。聖書の物語を独自の視点で捉え直し、表現した三好のキリスト教絵本であるが、キリスト教が文化的背景としてある国々の人々から受け入れられ、評価されていたと考えられる。

Ⅲ 物語の概要

『おしゃかさま どこに おいでになるの』は20ページからなり、見開きの全9画面で構

成される絵本である。文章は縦組みで、読者は、右ページをめくる右開きで右から左方向へ画面を読み進める。

物語は、主人公のうさぎが、暗くて恐ろしい夜に、森から飛んできたカササギからブツダの死を聞く第1画面から始まる。「あの おしゃかさまが いなくなるなんて そんなこと あるものか わたしは いつも おまえたちの そばにいるよ おしゃかさまは そう おっしゃった」(3ページ)と驚くうさぎだが、どうしてもブツダの死を信じることができない。そこで「うさぎは おしゃかさまは どこかに かくれて おいでなのだと かんがえて」(3ページ)、探しに出かける。

第2画面では、ブツダを探すうさぎが池のなかを泳ぐ魚たちへ「おしゃかさま しらないか」と尋ねる。しかし、魚たちは、池の中を跳ねて「いけのなかに いるんだからね そとへ でられないんだからね そんなこと わからないよ」(4ページ)と言うような反応をする。

第3画面では、赤や青の花と、その周りを飛んでいる蝶をみとれているうさぎが「ああ きれいだな おしゃかさまが いっしょだと なんでも きれいに みえるんだから きつと おしゃかさま どこかに かくれて おいでなんだ」(6ページ)とつぶやき、ブツダと一緒にいるような感覚になる。

第4画面では、うさぎが草原にいた象と牛へ再びブツダの行方を尋ねる。しかし、象と牛は、首をふり「みてごらん せかいはいこんなに ひろいんだもの どこかに おいでなんだろうが さがしたって わからないよ」(9ページ)と言うような反応をする。

第5画面に移ると、うさぎは人間の町へいくが、ここにもブツダはいない。

続く第6画面では、うさぎが竹藪の中で虎に遭遇する。眠る虎の側をうまく通り抜けることができたうさぎは、「ああ おしゃかさまの いわれたとおりのことなんでも やっ

てみれば できるんだな」(12ページ)とブツダの教えを思い出す。

第7画面でうさは高い山の頂上へとやってくる。太陽がある広い空に向かってうさは「おしゃかさま どこに おいでになるの」(15ページ)と大声で叫ぶが、その声は、谷を渡り、山を越え、雲の上まで、空の上まで消えてしまう。

第8画面では、森の中で実をつける木をみつけた空腹のうさが「おしゃかさまをさがしていると いつも いいことがあるな〈中略〉だから おしゃかさまは いつも じぶんの そばに いてくれるに ちがいない」(16ページ)と思う。

最終画面の第9画面では、再び夜になる。月の光に照らされた丘で、うさがブツダの話聞いている時のことを思い出し、母親に甘えている気分になる。うさは、月をみながら「おしゃかさまを おもっていると いいきもちだな うん そうだ あしたも また おしゃかさま さがしにいこう」(18ページ)と考えて、物語が終わる。

IV 仏を探し尋ねる物語

フランスの文学理論家であるジュリア・クリステヴァは、テキストが他のテキストを引用し、変形させることで生成する構築物であることを指摘し、間テキスト性(Intertextuality)の理論を提唱した。1969年に刊行した著書『セメイオチケ I 記号の解体学』のなかでクリステヴァは、この概念を次のように説明する。

あらゆるテキストは引用のモザイクとして構築されている。テキストはすべて、もう一つの別なテキストを吸収・変形したものである⁸⁾。

創造行為とは、作者の才能によって一から

なされるものではない。すでに社会制度として存在する表現手法、文法、物語形式などを用いることでテキストは生み出されるのであり、作者は、意識的にあるいは無意識のうちに既存の諸テキストから引用し、それを変形させることでテキストを創り出している⁹⁾。

この間テキスト性の理論にもとづけば、死んだブツダをうさが探す物語である『おしゃかさま どこに おいでになるの』の表現からは、もう一つ別の類似する作品を想起することができる。それが同じく仏を探す物語となる『今昔物語集』巻十九の「讃岐国多度郡五位聞法即出家語 第十四」である¹⁰⁾。

この仏教説話は、讃岐国で殺生を生業とする源大夫という人物が、説法をしていた講師から悪人に慈悲を示す阿弥陀仏を知り、その場で講師の授戒を受けて出家し、阿弥陀仏の名を呼びつつ西へと向かう物語である。「我レハ此ヨリ西ニ向テ 阿彌陀佛ヲ呼ビ奉テ金ヲ叩テ答ヘ給ハム所マデ行カムトス」¹¹⁾と決意した源大夫は、物語の終盤で海が見える二股の木に座り、「阿彌陀佛ヨヤ オイ オイ 何コニ御マス」¹²⁾と叫ぶ。すると海のなかから「此ニ有リ」と応える阿弥陀仏の声がする。

この「讃岐国多度郡五位聞法即出家語」と『おしゃかさま どこに おいでになるの』には、二つの共通点を指摘できる。その第一は、仏を探す物語という点である。釈迦如来であるブツダと、阿弥陀仏は、悟りを開いた「如来」という仏である。源大夫の阿弥陀仏探しと、うさぎのブツダ探しは、内容こそ異なるが、仏を探し尋ねるという点で一致する。

また第二は、主人公が定型的台詞を繰り返すことである。阿弥陀仏を訪ね歩く源大夫は、「阿彌陀佛ヨヤ オイ オイ」と叫びながら西へと向かう。他方、絵本では、第2画面、第4画面、第5画面、第6画面、第7画面、第8画面、第9画面で、うさが「おしゃかさま どこに おいでになるの」とつぶやく。

二つの台詞は、いずれも仏に対する呼びかけである。とくに山の頂上から「おしゃかさま どこに おいでになるの」とうさぎが叫ぶ第7画面は、「阿彌陀佛ヨヤ オイ オイ 何コニ御マス」という源大夫の叫びと重なるため、読者は、絵本表現に仏教説話との間テキスト的な接点を見出すことができる。

また同じく、第9画面に描かれる餅をつく兔の模様がある満月にも古代インドの仏教説話である『ジャータカ』第316話のSasa jāatakaとの間テキスト性が読みとれる。Sasa jāatakaは、ブッダの前世であるうさぎが、乞食に変化した帝釈天へ食事を施すため、火の中へ飛び込み自らの肉を捧げようとする物語であり、法隆寺に現存する玉虫厨子の装飾画「捨身飼虎図」としても日本に伝わる。さらに『今昔物語集』巻五には「三獣行菩薩道兔焼身語 第十三」¹³⁾ という同じ内容の話が存在しており、そこに「其ノ時帝釋天本ノ形ニ復シテ此ノ火ニ入タル形ヲ月ノ中ニ移シテ普ク一切ノ衆生ニ令レ見ガ爲二月ノ中ニ籠メ給ヒツ然レバ月ノ面ニ雲ノ様ナル物ノ有ルハ此ノ兔ノ火ニ焼タル煙也」¹⁴⁾ と月の兔の由来を記す。日本の『今昔物語集』にも伝わる『ジャータカ』は、ブッダが前世でなした善行を説くものであり、人々にその善行を知らしめるため、帝釈天により月へと形を刻まれたSasa jāatakaの兔は、ブッダの前世として物語に登場する。以上の間テキスト性を踏まえると、『おしゃかさま どこに おいでになるの』の第9画面に描かれる満月の中の兔は、前世のブッダを象徴する記号として解釈できる。つまり、丘の上にいる主人公のうさぎは、満月の兔という象徴的描写をとるブッダに対峙しているのである。

V 物質的世界の広がり

『おしゃかさま どこに おいでになるの』には、独自の表現もみられる。それは、ブッダという存在のあり方に関わる表現である。

ロシアの民俗学者であるウラジミール・ヤコヴレッチ・プロップは、著書である『昔話の形態学』において、魔法昔話に見られる物語の構成部分を析出し、分析した構成部分にもとづいて昔話を比較する物語の構造分析を行った。そのなかでプロップは、物語における登場人物の行為行動を機能と呼んで物語の根本的な構成部分と位置づけ、筋＝出来事(プロット)の展開過程における機能の意義について考察している¹⁵⁾。

また、フランスの思想家であるロラン・バルトは、著書「物語の構造分析序説」のなかで、機能は、その行為行動の内容を命名することができ、さらにいくつかの機能をまとめて上位単位の機能に包摂することで階層構造化し、物語構造をより巨視的に分析することが可能であるとしている¹⁶⁾。

この理論にもとづけば、『おしゃかさま どこに おいでになるの』では、うさぎがブッダを〈探す〉とブッダを〈感じる〉という二つの機能がとくに重要な意味を持つ。ブッダを探し尋ねるうさぎは、第2画面で魚たちへ、また第4画面でも象と牛に「おしゃかさま しらないか」と尋ね、第5画面で、人間の町でブッダを探し、第7画面では、山の頂上から叫んでブッダに呼びかける。これらの画面は、いずれも〈探す〉という機能に集約されるが、各画面の表現からは、一つの法則性を見出すことができる。第2画面(図1)には、「いけのなかにいるんだからね そとへ でられないんだからね そんなことわからないよ」(4ページ)という文があり、池のなかにいる魚たちが絵で示される。

図1



続く第4画面（図2）では、池の中よりも
広い草原にいる象と牛の絵があり、「みてご
らん せかいはいこんなに ひろいんだもの
どこかに おいでなんでしょうが さがしたっ

て わからないよ」（9ページ）という文が
ある。また、第5画面（図3）には、大勢の
人間と画面下部から画面上部まで積み重なる
ように描きこまれる建物の絵がある。

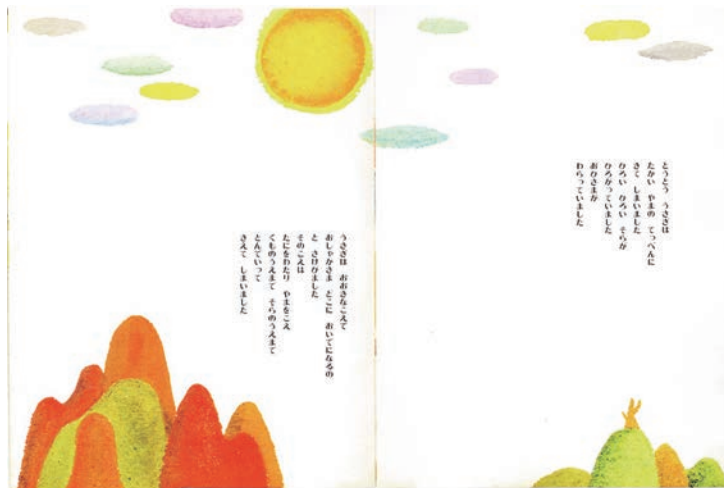
図2



図3



図4



さらに第7画面（図4）では、画面上部に太陽と雲があり、画面下部の左端には赤い山がそびえ、右端に描かれた山の頂上にはウサギの姿がみえる。この絵に対応する文は、「うさぎは おおきなこえで おしゃかさま どこに おいでになるの とさけびました そのこえは たにをわたり やまをこえ くものうえまで そらのうえまで とんでいってきえて しまいました」（15ページ）となる。画面中央部に大きな空白がある絵は、広い空の空間を表すと同時に、うさぎの叫び声がこの空白に消失していくさまを表現する。

こうした画面展開を追うと、うさぎは、魚が泳ぐ池よりも広大な草原へ行き、また草原よりも人と物で溢れる町へ行き、町よりもさらに広い空間が広がる空に向かってブッダに呼びかけるという図像展開により、世界が広いことを視覚的に伝えていることがわかる。つまり〈探す〉という機能が見出せる各画面の絵と文は、物質的世界の広大さを表現しているのである。

Ⅵ 法身としてのブッダ

一方、うさぎがブッダを〈感じる〉という機能が見出せるのは、第3画面、第6画面、第8画面、第9画面の四つである。第3画面では、花と蝶をみたうさぎがブッダと一緒にい

る気分になり、第6画面で、眠る虎の側を通り抜けたうさぎがブッダの教えを思い出し、第8画面では、森で木の実をみつけたうさぎが「おしゃかさまは いつも じぶんの そばに いてくれるに ちがいない」（16ページ）と思う。最終画面の第9画面でもブッダの話聞いていた時のことを思い出し、「おしゃかさまを おもっていると いいきもちだな」（18ページ）と感じる。

ブッダを探しに出かけたうさぎだったが、結局見つけることができないままに終わる。肉体をそなえた物質的存在としてのブッダは、死によって消滅している。だからこそ、うさぎが物質的世界でブッダを探しても見つからない。

この表現に関連するものとして、初期仏教から大乘仏教まで様々な考察がなされた色身と法身という仏の身体と存在をめぐる仏身論がある。本来、ブッダ自身は、自分の肉体はいずれ死によって消滅するが、自分が悟った真理である法（dharma）は普遍不滅であるから、自分の亡き後は、法を信仰の拠り所とするよう弟子たち遺言した。しかし弟子たちは、ブッダが残したこの遺言に従うことはなかった。なぜならば、人格を有し、生身の肉体をそなえたブッダ本人こそが自分たちの信仰的拠り所であり、ブッダという存在なしの信仰はあり得なかったからである。それゆえ

に、ブッダの死に大きな衝撃を受けた弟子たちは、新たな信仰の拠り所となるブッダの在り方を模索していく必要が出てきた。こうして考えられたのが、ブッダは法と同一の存在であり、死後もブッダは非物質的な普遍不滅の法として存在し続けるという解釈である。以後、法として存在するブッダは、法身と呼ばれ、それに対して人間の肉体を持ち、物質的認識が可能なブッダを色身と称するようになり、ブッダの身体論・存在論と呼ぶべき二身論が成立する¹⁷⁾。つまり、『おしゃかさま どこに おいでになるの』は、肉体をそなえた物質的な色身としてではなく、真理となった法身であるブッダを表現しており、非物質的存在となったブッダを〈感じる〉絵本なのである。

この作品において〈感じる〉という機能が重要な意味を帯びることは、うさぎが「おしゃかさま しらないか」と尋ねる第2画面と第4画面からもうかがえる。第2画面の魚たちは、「ぴちゃぴちゃと はねました」、また象と牛は、「くびをふりました」とあることから返答的な動きをしている。しかし、文に記される魚たちの返答は、「そんなこと わからないよ」といっているようでした」であり、第4画面における象と牛の返答も「さがしたって わからないよ」といっているようでした」となっている。文は、いずれも最後に「といっているようでした」であることから、魚、象、牛の返答は、言語的なものではなく、あくまでうさぎが相手の動作から感じとったメッセージにしか過ぎない。この点から、主人公であるうさぎというキャラクターには、終始、非言語的なものを感じとりつづける役割が与えられているといえる。

VII 武市八十雄と月刊絵本 「こどものせかい」からの影響

『おしゃかさま どこに おいでになるの』の物語は、仏教説話と仏教思想にもとづく解釈が可能である。ただし、作中で表現されるブッダ像には、仏教經典に記されるブッダの教えとかけ離れている部分も存在する。

パーリ語仏典のディーガ・ニカーヤ (*Dīgha Nikāya*) 第16経のマハーパリニツパーナ・スッタ (*Mahāparinibbāna-sutta*) に記されるブッダ自身が弟子たちに説いたとされる最後の教えは、「お前たちのためにわたしが説いた教えとわたしの制した戒律とが、わたしの死後にお前たちの師となるのである」¹⁸⁾ というものである。これは、日本仏教で「自燈明 法燈明」と呼ばれる教えだが、一方で絵本の解説文「おかあさまへ」には、「おなくなりになる時、「わたしのからだは死んでも、わたしはいつもあなたたちと一緒にいますよ」」という仏教經典とは異なるブッダの遺言が記される。

加えて、作者の三好もまた、第1画面で「わたしは いつも おまえたちの そばにいるよ」(3ページ)とうさぎがブッダの言葉を思い出し、第8画面で「おしゃかさまは いつも じぶんの そばに いてくれるに ちがいない」(16ページ)とうさぎがブッダのことを感じている場面を物語に盛り込む。しかしながらブッダの涅槃を記す仏教經典に、わたしはいつもあなたたちと共にあると説いた記述は見当たらないため、絵本で表現されるブッダのあり方は、本来の仏教思想から大きくかけ離れている。

それにも関わらず『おしゃかさま どこに おいでになるの』において、いつもあなたたちと一緒にいるブッダが提示されるのはなぜなのか。『おしゃかさま どこに おいでになるの』におけるブッダ像の描かれ方は、むしろキリスト教における神やイエスのあり方と類似する。旧約聖書に収録される「イザヤ

書」41章10節には、「恐れることはない、わたしはあなたと共にいる神。たじろぐな、わたしはあなたの神。勢いを与えてあなたを助け わたしの救いの右の手であなたを支える」¹⁹⁾という神の言葉が記述される。また、新約聖書の「マタイによる福音書」28章20節には、「あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる」²⁰⁾という復活したイエスの言葉がある。こうした記述を踏まえれば、『おしゃかさま どこに おいでになるの』で安井や三好が言及する仏弟子や仏教徒と共にいるブッダは、きわめてキリスト教の神やイエスに近い存在として表現されていることがうかがえる。

また、『おしゃかさま どこに おいでになるの』が、うさぎがブッダを探し〈感じる〉物語になっている点には、1948年創刊の「BABY DIGEST」を前身とし、後に改題したカトリック系月刊絵本「こどものせかい」からの影響が指摘できる。それを裏づける論拠としてあげられるのが、裏表紙の解説文を記した安井淡と、作者である三好碩也が「こどものせかい」を発行する至光社と関わりの深い人物であった事実である。編集者だけでなく絵本作家としても活動した安井は、1979年に東京の岩崎書店から刊行した『メルヘンへの旅 画集・安井淡の世界』において次のように記している。

この画集の中でいちばん古いのは、トンボを追いかけている夕ぐれの絵で、至光社の「こどものせかい」に初登場した時のものである。至光社の武市八十雄氏との出会いが、今日の僕の絵本のもとになっているといっても過言ではない²¹⁾。

同じく至光社との関わりは、三好の方にも認められる。三好もまた「こどものせかい」において、『せかいで いちばん はじめの

おはなし』(1964年8月号、旧約聖書「創世記」に書かれる天地創造を題材にした聖書物語絵本)などの作品を複数発表してきた絵本作家なのである。

キリスト教絵本を多数制作してきた武市八十雄は、絵本表現において「感じる世界」を重視した人物である²²⁾。武市は、『月刊絵本』第1巻8号に掲載された「対談“感じる絵本”について」のなかで、アリストテレスの言葉である「感じることのない知識は本当の知識に至らない」を引用する。そのうえで現代の日本社会は、感性よりも知識を優先させているが、考える以前にまずは自分なりに感じる事が大切であると主張し、絵本表現において「感じる世界」を重視した²³⁾。さらにカトリックのキリスト教徒であった武市は、「キリスト教の本質、目に見えないものをだいにしようじゃないか。言葉にも絵にもない、そういうなんとも言いがたいものを本質におくというところで結びついているように思いますね」²⁴⁾とも述べ、至光社の編集理念として「感じる世界の絵本(感じる絵本)」を掲げている。

児童文学研究者の柴村紀代によれば、「こどものせかい」の当初から「感じる世界」というコンセプトが確立していたわけではなく、福音館書店の松居直と出会った1957年頃からその萌芽が見られるという²⁵⁾。武市が掲げた「感じる世界」には、神を可視化してはならないというキリスト教の偶像禁止的思想が確かにうかがえる。しかし同時にアリストテレスの引用からも明らかのように、至光社の編集理念には、キリスト教の教理思想という枠組みだけに留まらない、松居をはじめとする他者からの影響や、様々な思想にもとづく武市独自の解釈が混在している。そうして成立した至光社の編集理念は、武市と交友関係にあった安井と三好によって鈴木出版の月刊絵本「こどものくに」へもたらされ、『おしゃかさま どこに おいでになるの』というブ

ッダを感じる物語を生み出す基盤になったと考えられる。

IX おわりに

ここまで考察したように、『おしゃかさま どこに おいでになるの』で表現されるブッダを探す物語には、カトリック系月刊絵本「こどものせかい」の編集方針として至光社の武市八十雄が掲げた「感じる世界」というコンセプトが反映されている。その一方で『おしゃかさま どこに おいでになるの』には、仏教者側からのメッセージも読みとれる。なかでも非物質的な法身のブッダを描く本作で顕著なのは、同時代の社会問題をふまえた批判的表現である。日本仏教保育協会の研究誌である『仏教保育カリキュラム』昭和48年9月号において、当時の「こどものくに」編集長だった小林竜雄は、高度経済成長により物質的豊かさが人類の幸福だとした発展史観に懐疑的な眼差しを向ける記事を執筆した。そのなかで小林は、「人間を尊重する思想が人間のエゴを主張する思想に代わったとき、最早人間も、地球も破滅せざるを得ない。あらたな宇宙共同体の認識が、仏教を中心として今日的にあきらかにされなければならないだろう」²⁶⁾と述べる。「こどものくに」の絵本作品に表現された物質世界を探しても見つからないブッダは、物質至上主義の弊害を批判する精神主義としての仏教を提示している。『おしゃかさま どこに おいでになるの』に見られるのは、時代と共に移り変わる思想や価値観を取り込みながら変容していく宗教表現である。この意味で絵本表現は、作家個人の発想だけでなく、社会との関わりのなかで創出されるものであるといえよう。

※本稿で掲載した三好碩也作・画『おしゃかさま どこに おいでになるの』（「こどものくに」ひまわり版2月号、日本仏教保

育協会編、東京：鈴木出版、1975）の図版は、発行元の鈴木出版から掲載許諾をいただきました。謹んで感謝申し上げます。

本研究はJSPS科研費JP16K02329の助成を受けたものです。

JSPS KAKENHI Grant Number JP16K02329

文献

- 1) 日本児童出版美術家連盟. 月刊保育絵本 クロニクル: 絵本に見るこどもの背景. 10. 東京: 日本児童出版美術家連盟; 2005.
- 2) 森 覚. 仏教絵本『こどものくに別冊 おしゃかさま』にみるブッダのイメージ. メディアのなかの仏教: 近現代の仏教的人間像. 43-47. 東京: 勉誠出版; 2020.
公益社団法人日本仏教保育協会. 協会概要. <<https://buppo.com/association/>>. 2022年11月28日.
- 3) 中村元. ブッダ最後の旅 大パリニッバーナ経. 165. 東京: 岩波書店; 1980. 丸井宏. NHKこころの時代～宗教・人生～「ブッダ最後の旅」に学ぶ. 44-45. 東京: NHK出版; 2016.
- 4) Jack Zipes. 吉田純子, 阿部美春. おとぎ話が神話になるとき. 28-30. 東京: 紀伊國屋書店; 1999.
- 5) 安井淡. メルヘンへの旅 画集・安井淡の世界. 56. 東京: 岩崎書店; 1979.
- 6) 香川県文化会館. 絵本原画にみる三好碩也の世界. 46-47. 香川: 香川県文化会館; 2001. 宮城県美術館・新潟市美術館・富山県美術館・山梨県立美術館・キュレイターズ. 宮城県美術館所蔵 絵本原画の世界2022. 74. 東京: キュレイターズ; 2022.
- 7) 香川県文化会館. 絵本原画にみる三好碩也の世界. 6. 香川: 香川県文化会館; 2001.
- 8) Julia Kristeva. 原田邦夫. セメイオチケ I 記号の解体学. 61. 東京: せりか書房; 1983.

- 9) Julia Kristeva. 原田邦夫. 詩的言語の革命 第一部理論的前提. 55-56. 東京: 勁草書房; 1991. Roland Barthes. 作品からテキストへ. Roland Barthes. 花輪光. 物語の構造分析. 97-100. 東京: みすず書房; 1979.
- 10) 芳賀矢一. 攷証今昔物語集: 中巻、940-944. 東京: 富山房; 1913-1914.
- 11) 芳賀矢一. 攷証今昔物語集: 中巻、942. 東京: 富山房; 1913-1914.
- 12) 芳賀矢一. 攷証今昔物語集: 中巻、943. 東京: 富山房; 1913-1914.
- 13) 芳賀矢一. 攷証今昔物語集: 上巻、423-424. 東京: 富山房; 1913.
- 14) 芳賀矢一. 攷証今昔物語集: 上巻、424. 東京: 富山房; 1913.
- 15) Vladimir Iakovlevich Propp. 北岡誠司, 福田美智代. 昔話の形態学. 31-40. 東京: 水声社; 1987.
- 16) Roland Barthes. 物語の構造分析序説. Roland Barthes. 花輪光. 物語の構造分析. 22-33. 東京: みすず書房; 1979.
- 17) 仏身. 中村元, 福永光司, 田村芳朗, 今野達. 岩波仏教辞典. 700. 東京: 岩波書店; 1989. 曾根宣雄. 三身. 新纂浄土宗大辞典編纂委員会監修, 新纂浄土宗大辞典編纂実行委員会. 新纂浄土宗大辞典. 558-559. 東京: 浄土宗出版; 2016.
- 18) 中村元. ブッダ最後の旅 大パリニッバーナ経. 165. 東京: 岩波書店; 1980年. 丸井宏. NHK こころの時代～宗教・人生～「ブッダ最後の旅」に学ぶ. 44-45. 東京: NHK出版; 2016.
- 19) 共同訳聖書実行委員会. 聖書 新共同訳. (旧)1126. 東京: 日本聖書協会; 1998.
- 20) 共同訳聖書実行委員会. 聖書 新共同訳. (新)60. 東京: 日本聖書協会; 1998.
- 21) 安井淡. メルヘンへの旅 画集・安井淡の世界. 55. 東京: 岩崎書店; 1979.
- 22) 山口恵子. 武市八十雄の「感じる絵本」とは—『みえないけどみえるの』を中心に—. 絵本学 絵本学会研究紀要. 2018; 20: 1-10.
- 23) 武市八十雄, 森久保仙太郎. 対談 “感じる絵本” について. 月刊絵本. 1(8): 14-33. 東京: 盛光社; 1973.
- 24) 武市八十雄, 森久保仙太郎. 対談 “感じる絵本” について. 月刊絵本. 1(8): 32. 東京: 盛光社; 1973.
- 25) 柴村紀代. 月刊絵本「こどものせかい」の研究 その1: 杉田豊に見る「こどものせかい」の特徴. 藤女子大学紀要. 2001; (39): 67-72.
- 26) 小林竜雄. 近代ヒューマニズムと仏教. 日本仏教保育協会『月刊仏教保育カリキュラム』編集委員会. 月刊仏教保育カリキュラム. 22(9): 39. 東京: 日本仏教保育協会; 1973.

除細動機能付き両心室ペースメーカー植込み後を生きる 拡張型心筋症患者の体験

浅野 仁美¹⁾ 池 睦美¹⁾ 中村 勝²⁾ 長澤 寮²⁾

1) 新潟青陵大学看護学部看護学科

2) 新潟大学医学部保健学科

Experiences of Patients with Dilated Cardiomyopathy Who Underwent Cardiac Resynchronization Therapy Defibrillator Placement

Hitomi Asano¹⁾ Mutsumi Ike¹⁾
Masaru Nakamura²⁾ Ryo Nagasawa²⁾

1) Department of Nursing, Faculty of Nursing, Niigata Seiryō University

2) Niigata University school of Health Sciences Faculty of Medicine

要旨

本研究は、拡張型心筋症患者が除細動機能付き両心室ペースメーカー植込み後にどのような体験をしているかを探究し、看護支援の一助に繋げることを目的とした。70歳代男性1名を対象に半構成的面接を実施し、語りの内容を質的統合法(KJ法)で分析した。6枚の最終ラベルに統合され、そのシンボルマークとして【DCMの受け止め：治らない病気だから、いつまでもこの状態は続かない】、【CRT-Dの認識：正常に心臓を動かしていることを知る】、【健康の認識：不整脈の不安から解放されて健康だと感じる】、【苦痛のない死の可能性：死を思い悩まない】、【植込みによって得られた自覚：老いてしまった自分に気づく】、【植込みによって得られた新たな思い：残される家族への気がかり】が抽出された。除細動機能付き両心室ペースメーカーの植込みにより心不全症状が改善した患者は同年代者と近似した発達課題を有しており、看護者は患者が課題に取り組みその人らしく生きる支援をする必要がある。

キーワード

拡張型心筋症、除細動機能付き両心室ペースメーカー、体験

Abstract

This study investigates the experiences of a patient with dilated cardiomyopathy (DCM) who underwent the cardiac resynchronization therapy defibrillator (CRT-D) placement to obtain useful findings to support nursing care practice. A series of semi-structured interviews were conducted with a male patient in his 70s. The recorded narratives were analyzed using a qualitative integration method (the KJ method). Those narratives were subsequently categorized into six categories and defined as follows: acceptance of DCM—the current condition would not last forever because it is an intractable disease; recognition of CRT-D—being aware that the device helps his heart to function normally; health awareness—feeling healthy due to the freedom from the anxiety of arrhythmia; possibility of a painless death—no longer worried about death; self-awareness due to device placement—awareness of his old age; and a new emotion due to device placement: concerns about family members left behind. The result suggests that the patient's improved cardiac failure prognosis due to CRT-D placement often exhibits developmental challenges similar to those observed in people of the same age. Nurses should support such patients in facing these challenges by enabling them to be self-sufficient and independent.

Key words

dilated cardiomyopathy, cardiac resynchronization therapy defibrillator, experiences

I はじめに

拡張型心筋症（dilated cardiomyopathy；以下DCM）は、慢性心不全症状を特徴とし、急性増悪を繰り返す進行性かつ予後不良の疾患であり、有病率は人口1,000あたり0.5人程度と推定されている¹⁾。DCMは原因不明とされ、根本的治療は心臓移植のみである²⁾。しかし臓器提供者は少なく、DCM患者は心不全症状への薬物療法を受けながら日常生活を送っている。

近年、心不全治療の進歩は目覚ましい。薬物を使用しない心臓再同期療法も登場しており、心不全にしばしば合併する心室間同期不全を解消し、悪化の防止や心機能を向上することが可能となった。日本では2004年からこの治療を行う両心室ペースメーカー（cardiac resynchronization therapy pacemaker：以下CRT-P）が使用されるようになった。その後も2006年に致死的不整脈による突然死のリスクを回避する除細動機能付き両心室ペースメーカー（cardiac resynchronization therapy-defibrillator：以下CRT-D）が開発され、2017年には心臓再同期療法を新たに受ける患者の72%にCRT-Dが使用されており、心機能低下がみられるDCM患者にもCRT-Dの使用が進んでいる³⁾。

一方、DCM患者の生活実態については明らかにされていない部分が多い。疾患受容のプロセスは、蓬田ら⁴⁾が4つのカテゴリー〈受け流す〉〈受け止める〉〈受け入れを強えられる〉〈現状を受け入れる〉を抽出しており、受容の程度は状態に伴って強まったり弱まったりしていると報告している。また、小島ら⁵⁾はDCM患者の発症後の経過が長期化することから〈疾病を受容するための苦悩〉や悪化する病態に対する〈生と死に向き合う心の揺らぎ〉〈疾病と共存することへの辛さ〉を持っていると報告している。このようにDCM患者は疾患受容の困難さだけでなく病態の悪化に伴う苦

悩や苦痛を内包しているといえる。

また、CRT-Dと同じ除細動機能を持つ植込み型除細動器（implantable cardioverter defibrillator：以下ICD）を使用している患者は、突然死体験や除細動機能作動に関連した心的外傷後ストレス障害をきたす事例が多いという報告⁶⁾がある。そのためCRT-D植込み後のDCM患者は疾患を抱える苦悩のみならず、CRT-Dの除細動機能に関連した苦痛を生じている可能性もある。

これまで、CRT-D植込み後のDCM患者に関する生活実態調査は著者の知る限り行われていない。そこで、本研究ではDCM患者のCRT-D植込み後から現在に至るまでの身体症状の変化や、それに伴って得られた疾患やCRT-Dに対する認識に焦点を当てたインタビュー調査を実施し、DCM患者の安楽な生活に向けた今後の看護支援のあり方について検討することとした。

II 目的

本研究は、DCM患者がCRT-D植込み後に得られた身体症状や、そこから得られた疾患やCRT-Dに対する思いの変化など患者の体験についてインタビュー調査し、患者の安楽な生活に向けた看護支援の一助にすることを目的とした。

III 操作的定義

本研究における「体験」は、中木らの定義⁷⁾を参考に、「DCM患者がCRT-Dを植込み後に出会った身体感覚とその反応から得られた感情や価値の変化」と定義した。

IV 方法

1. 研究対象者

研究対象者は、東日本のA県内X病院へ外

来通院しているCRT-D植込み後のDCM患者とした。また研究対象者は、重度な心機能低下を有する可能性があるため、①外来通院が可能でかつ身体症状が安定していること、②主治医に60分程度の面接に耐えうると判断されることを選定条件とした。また、対象となる患者が少ないことが予想されるため、CRT-D移植後の期間については問わないこととした。

2. データの収集方法

DCMの経過は多様であるため、発症から現在に至るまでの体験について、インタビューガイドを用いた半構成的面接を1回実施した。インタビューガイドには、病気に気づいた時点からCRT-Dを植込んだ現在までに体験した身体的な症状や、それに伴う気持ちや思いの変化、CRT-Dに対する考えていることについての項目を設定した。インタビューの内容を研究対象者の同意を得て、ICレコーダーに録音した。また、研究対象者から病気に気づいてから現在に至るまでの経過や、今現在CRT-Dとともにあることへの思いを自由に語ってもらい、適宜内容を確認した。データの収集は2016年8月に実施した。

3. 分析方法

本研究では、質的統合法 (KJ法)⁸⁾ による分析を採用した。正木によると、質的統合法 (KJ法) は看護の現象の克明な (豊富な) 記述から看護現象を構造的に把握することに優れ、臨床の知である看護実践を一般化・理論化していくことを可能とする方法⁹⁾ である。本研究はDCM患者がCRT-D植込み後に出会った多様な心身の変化、それによって得られた反応を明らかにすることを目的とするものであり、対象者の体験をありのままに捉えるためには最も適している分析方法と考えた。分析は、以下の手順で行った後、データの信頼性を高めるため、質的分析法 (KJ法) に精通した研究者からスーパーバイズを受けた。

1) 手順

インタビューデータから逐語録を作成し、逐語録を熟読して生データを1つの意味ごとに単位化して元ラベルとして作成した。これらの元ラベルを順不同に広げ1枚ずつ読む作業を3～4回行い、類似性があるものを2～3枚程度を目安にグループ化し、集まった元ラベルの全体の意味を読み取り一文で表現して新たなラベルを作成した。新たなラベルを元ラベルと同様に配置し意味内容が類似するものをグループ化した。この過程を繰り返し、各ラベルに類似性がないと判断できるまで行い、その残ったラベルを最終ラベルとした。この最終ラベル同士の関係性に注目し、最終ラベル間の論理的関係性を発見する作業 (空間配置) を行った。その後空間配置図において各々の最終ラベルの内容を集約し、事柄: エッセンスの二重構造で表したシンボルマークを付した。これらのシンボルマークによって構造化された空間配置図を読み取り、論理的なストーリーとして要約し、対象者の構造結果として記した。

4. 倫理的配慮

本研究は新潟大学大学院保健学研究科倫理審査委員会の承認 (受付番号: 第123号) を受けて実施した。

研究対象者は、重度な心機能低下を有する可能性があるため、外来通院可能で身体症状が安定し、60分程度の面接に耐えうると主治医より判断された者とした。

研究参加候補者に①研究の目的、方法、②協力の自由意志と拒否権の保証、③個人情報・プライバシーの保護、④研究成果の公表方法、⑤研究開始から終了後までのデータの保管管理と処理等について文書及び口頭で説明し、研究協力の依頼を行った。研究参加についての熟慮に必要な時間を十分に確保し、参加候補者の研究への理解を確認した上で、同意が得られた参加候補者から研究同意書に署名してもらい、研究参加者とした。

V 結果

1. 研究参加者の概要

DCM患者1名（以下、A氏、70歳代）が研究参加者となった。A氏は40代でDCMと診断され、罹病期間は35年であった。4年前にICDを植込み、除細動機能の作動を経験。心機能低下と電池消耗があり、2年前にCRT-Dに変更された。面接は1回、39分間を実施し、元ラベル数は33枚となった。

2. 分析結果

33枚のラベルから、4段階を経て最終ラベルは6枚に統合された。A氏から得られた最終ラベル間の論理的関係性を発見する作業を行いながら見取り図を作成し（図1）、それらを象徴的に表すシンボルマークが見出された。シンボルマークは【】、最終ラベルは〈〉、各々の内容を象徴する元ラベルを1～2点“斜体”で以下に示す。なお元ラベルについて、内容が長いものは文中に中略箇所を挿入し、補足が必要な場合は（ ）内に記入した。

1) DCMの受け止め

【DCMの受け止め：治らない病気だから、いつまでもこの状態は続かない】が見出された。A氏は、〈拡張型心筋症の自分の心臓はいつまでもCRT-Dに応じることができず、設定どおりに動かなければ死んでしまうことを仕方ないと思うしかない〉と感じていた。

“仕方ないと思うよりしょうがない。自分で、自分の心臓動かしてないんだから。もう、とにかく機械に頼るだけ。機械が自分で動いてくれるのを願っているだけの話で。別にお願いしますって言っているわけではないけど。”

“まあ、いつまでもつのかなって。要するにさ、機械は動いていてもさ。心臓そのものが、拡張型だからふにゃふにゃなわけ。ね、ふにゃふにゃなやつを機械がいつまで面倒見れるのかなって。”

2) CRT-Dの認識

【CRT-Dの認識：正常に心臓を動かしていることを知る】が見出された。A氏は、〈設定されている脈拍数を知ること、自分の心臓がCRT-Dに正常にコントロールされていることを知る〉と感じていた。

“感覚的には、別に自分の心臓で動いていると思っているからね。正常に動いていると思っている。常にコントロールされているから、70でコントロールされているから。いつ脈測ったって70だから。おお、正常に動いているなって思うんだよ。”

3) 健康の認識

【健康の認識：不整脈の不安から解放されて健康だと感じる】が見出された。A氏は、〈気絶が不整脈から来ると知ってから、些細な変化を敏感に感じ眠れないこともあったが、不整脈が起きないと不安を感じず、健康なんだと実感する〉としていた。

“それでね、気絶が続くようになってから、今度恐怖感が出てきてね。[中略]体がちょっとおかしい感じになると、あ、また[中略]気絶するんじゃないかって。そのまま逝ってしまうんじゃないかってね。そういう不安がね、出てきてね。”

“普段よりは、徐脈はないし、早くもないし。まあ、調子悪いなとも思わない。調子いいなとも思わない。これが普通、要するに普通の体だよ。普通はそうでなきゃいけないからね。”

4) 苦痛のない死の可能性

【苦痛のない死の可能性：死を思い悩まない】が見出された。A氏は、〈癌と違って痛みを感じず気絶してしまえば死に至るため、案外楽ではないかと思ひ神経質になることがなくなった〉と感じていた。

“ありがたいことに、癌だとかなんかだとさ、痛いらしいじゃない。ね、モルヒネ打って、痛み止めして、痛み和らげながらだんだん死んでいくっていうけどさ。”

“私の場合は、ポンと来たらさ、気絶したらさ、もう眠りに入っちゃうんだもんね。眠りに入るっていうかさ、うん。それで、機械が作動しなければそれでお休み。だから、案外、楽なんじゃないかと思って。そんなに神経質にはならない。”

5) 植込みによって得られた自覚

【植込みによって得られた自覚：老いてしまった自分に気づく】が見出された。A氏は、〈CRT-Dを植込んだ後は運動制限があり、筋力や食欲低下を感じていたが、解除されて運動してみると息切れで苦しくなった〉と感じていた。

“後は、そうだな。とにかく動かないから、運動しないからね。運動しなくなっちゃったから。筋力が落ちてきて、すごく寒いよ。エネルギーが出ないから。もう筋肉使わないから、熱が出ない。寒い。”

“最初は入れたばっかだからね、動かんでいいってことだったけど。あんまり筋力がなくなって、食欲もなくなってきて。”

6) 植込みによって得られた新たな思い

【植込みによって得られた新たな思い：残される家族への気がかり】が見出された。A氏は、〈死ぬのが嫌だと思うのは、一人残されてしまう妻の面倒をどう見るかということだ〉と感じていた。

“ただね、なんで死ぬのがいやかというと、自分は怖いっていう人もいるけども、あとのことを考えるんだよね。家の中のこと。”
“子供はもう独立しているからあれだけ。今女房と二人でいるから、一人になるでしょ。[中略]子供は東京にいるのにさ、どうやって面倒見るのかなとかさ。”

7) 空間配置

最終ラベル同士の関係性を吟味し、シン

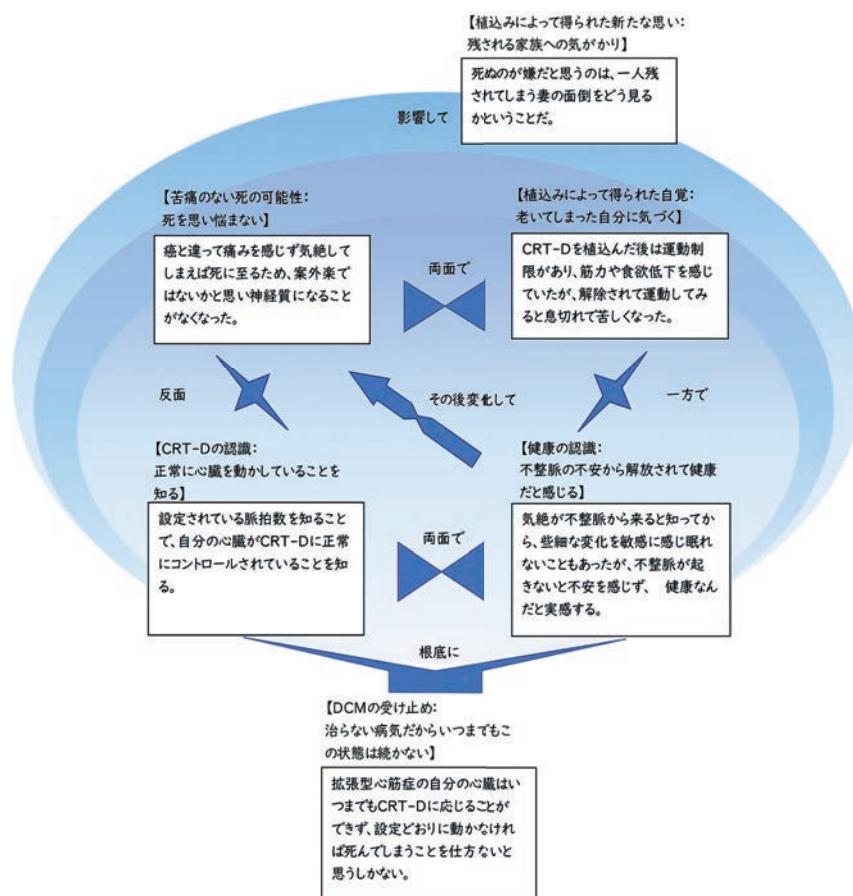


図1 CRT-D植込み後を生きるDCM患者A氏の体験(空間配置図)

ボルマークで表現した上で得られたA氏のCRT-D植込み後の体験の論理的ストーリーを以下に示す。

A氏は、【治らない病気だから、いつまでもこの状態は続かない】という【DCMの受け止め】を根底に持っていた。【正常に心臓を動かしていることを知る】ことで【CRT-Dの認識】を持ち、その両面で【不整脈の不安から解放されて健康だと感じる】ことから【健康の認識】を得ていた。その後変化して【苦痛のない死の可能性】として【死を思い悩まない】ものの、【植込みによって得られた自覚】として【老いてしまった自分に気づく】ことで、【植込みによって得られた新たな思い】として【残される家族への気がかり】を意識するようになった、という体験をしていた。

VI 考察

1. 除細動機能付き両心室ペースメーカー植込み後を生きる拡張型心筋症患者の体験

分析の結果からA氏はCRT-D植込み後、DCMが治癒しないものと受容しながらもCRT-Dによって健康であると認識した体験と、自身の老いや死に目を向け家族が自身の死後に残されることを意識するという体験をしていた。それぞれの体験について考察を進める。

1) DCMを受容し健康を認識する体験

日本循環器学会によれば¹⁰⁾、CRT植込み後もその3～4割の心不全患者がCRTの効果十分に得られない可能性がある。その中でA氏のCRT-D植込み後は、*普段よりは、徐脈はないし、早くも無く、調子悪いなとも調子いいなとも思わない。これが普通、要するに普通の体だよ。普通はそうでなきゃいけないからねと、CRT-Dを植込んだことによって自身の身体を普通の体であると感じ【健康の認識】を得ていた。心不全を繰り返すことによって心機能が低下したDCM患者は、病気に伴う様々な制限やストレスと共存し限界*

に近い精神状態を体験している⁵⁾。A氏の体験は、CRT-Dを植込んだことによってこのストレスと共存する精神状態からの開放を意味しているといえる。

また、蓬田ら⁴⁾のDCMを受け入れるプロセスの最終段階〈現状を受け入れる〉では、病気に従うことでの生存を考えるようになり、病気を抱えながらも生活をするための身体を維持する手がかりを得るが、症状悪化やそれに伴う制約などの具体的な予測ができないため現状のみを受け入れていた。A氏の体験から、CRT-Dを植込んだこのDCM患者は、心機能の安定した症状が得られることによってDCMという疾患そのものと向き合うことができ、今後も悪化の一途を辿り治癒に至らないものの、暫くは普通の身体を自覚しながらDCM患者としての現実を受け入れることができたと見える。

2) 発達課題を持つ自己を再認識する体験

A氏はCRT-Dによって【健康の認識】がもたらされたことによって、同年代と同様の発達課題を再認識する体験をしていた。老年期の課題は統合性を獲得することであり、その獲得により自己の生活様式の尊厳を物理的、経済的脅威から守る態勢ができるため自身の終末を受け入れられるようになる¹¹⁾。A氏はICD植込み後、致死的不整脈によって失神し、*除細動機能が作動する体験をしており、気絶が続くようになり恐怖感が芽生え体がちよっとおかしい感じになると、あ、また気絶するんじゃないか、そのまま逝ってしまうんじゃないかという不安を回想している。ICD植込み後患者の約2割が致死的不整脈による突然死体験やICDの作動に関連する心的外傷後ストレス障害を発症すると報告されており⁶⁾、A氏も同様に突然死に対する恐怖を抱えていたが、CRT-Dの植込み後には作動がなく安定した状態を得ることによって同年代者と同様に死が近づいていることを再認識することに繋がっていると考えられる。*

そしてその再認識によって、夫としての自身の役割も意識させていた。上床らは、DCM患者が自尊心を保つためには、自身が社会や家族の一員として機能することが重要であることを報告¹²⁾している。近づく死を受け入れながらも、自身の役割を可能な限り果たしたいという希望が生み出されていたといえる。

2. 看護への示唆

一般的に医療者はCRT-D植込み後において、適切にペーシングが行われ心不全に対する治療効果が得られているかに注意を払い、患者への指導は植込み後の生活上の注意点や心不全に対するセルフモニタリングに偏りがちになる。加えて除細動機能の作動は、抑うつや心的外傷後ストレス障害をもたらす可能性があること⁶⁾や、他者との関係性や、自分の生活に影響を与える¹³⁾ため、除細動機能の作動の有無や、活動の制限など日常生活の管理により関心が高まる。

本研究の結果から、看護者はCRT-D植込み後のDCM患者に対して生活上の注意点や心不全に対する指導をするだけでなく、A氏のようにCRT-D植込み後の患者は心不全症状の改善によって健康を認識することが可能となり、その年代に即した一人の人間として自己の再認識がもたらされている事を認識する必要がある。そして、患者をその年代に応じた発達課題を持ちながら生活する者として捉え、その人らしく積極的に日常生活を営むことができるよう支援することが重要である。

Ⅶ 本研究の限界

CRT-D植込み後のDCM患者が希少であることから、本研究では1名の参加者のみのデータしか得ることができなかった。そのため、本研究の結果をCRT-D植込み後のDCM患者の体験として一般化することは必ずしも妥当ではないと考えられる。今後の課題として、より多くの対象者の詳細な語りを集め、DCM

患者のCRT-D植込み後の体験を構造化し、患者に求められる看護援助を探求する必要がある。

Ⅷ 結論

CRT-Dを植込んだDCM患者は、DCMが治癒しないものと受容しながらもCRT-Dによって健康であると認識し、自身の老いや死に目を向け家族が自身の死後に残されることを意識するという、大きく2つの体験をしていた。

DCMという難病を抱えながらも、CRT-Dの植込みによって健康を認識することが可能であり、看護者は患者をその年代に即した発達課題を持ちながら生活する者として捉え直し、その人らしく積極的に日常生活を営むことができるよう支援することが重要である。

文献

- 1) 日本循環器学会/日本心不全学会合同ガイドライン. 心筋症診療ガイドライン(2018年改訂版)
(https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2018/08/JCS2018_tsutsui_kitaoka.pdf). 2022年10月1日.
- 2) 公益財団法人 難病医学研究財団/難病情報センター. 特発性拡張型心筋症(指定難病57). (<https://www.nanbyou.or.jp/entry/3985>). 2022年9月20日.
- 3) 日本循環器学会/日本不整脈心電学会合同ガイドライン. 不整脈非薬物治療ガイドライン(2018年改訂版).
(https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2018/07/JCS2018_kurita_nogami.pdf). 2022年10月1日.
- 4) 蓬田淳, 黒田裕子. 拡張型心筋症患者が病気を受け入れていくプロセスと看護支援に関する研究. 日本クリティカルケア看護学会誌. 2009; 5 (2): 43-50.

- 5) 小島朗, 寺町優子. 心不全を繰り返す拡張型心筋症患者の心理・社会・経済的状況の探求. 日本循環器看護学会誌. 2010; 6(1): 59-69.
- 6) 樗木晶子, 宮園真美, 眞茅みゆき, 樗木浩朗, 井上修二郎, 向井靖他. 植込み型除細動器患者におけるquality of life. 心臓. 2009; 41(6): 635-641.
- 7) 中木高夫, 谷津裕子, 神谷桂. 看護学研究論文における「体験」「経験」「生活」の概念分析. 日本赤十字看護大学紀要. 2007; 21: 42-54.
- 8) 山浦晴男. 質的統合法入門—考え方の手順. 145. 東京: 医学書院: 2012.
- 9) 正木治恵. 看護学研究における質的統合法(KJ法)の位置づけと学問的価値. 看護研究. 2008; 41(1): 3-11.
- 10) 日本循環器学会 / 日本心不全学会合同ガイドライン. 急性・慢性心不全診療ガイドライン(2017年改訂版)
[〈https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/06/JCS2017_tsutsui_h.pdf〉](https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/06/JCS2017_tsutsui_h.pdf).
 2022年9月10日.
- 11) 舟島なをみ, 望月美知代. 看護のための人間発達学 第5版. 300. 東京: 医学書院; 2017.
- 12) 上床明子, 谷本真理子, 正木治恵. 拡張型心筋症とともに生きる患者が生活調整を行うあり様. 日本循環器看護学会誌. 2010; 6(1): 88-96.
- 13) 中西啓介, 岡美智代, 富田威. 植込み型除細動器(ICD)と移植した壮年期患者がICDとともに生きるプロセス. 日本看護科学学会誌. 2014; 34: 311-320.

オンラインによる卒業前看護技術トレーニングの成果と今後の課題

森田 千穂 清水 理恵 上迫 裕美子
中林 文 浅野 仁美 早川 佑美

新潟青陵大学看護学部看護学科

Achievements and future challenges facing pre-graduation nursing skills training provided by online media

Chiho Morita Rie Shimizu Yumiko Kamisako
Aya Nakabayashi Hitomi Asano Yumi Hayakawa

Department of Nursing, Faculty of Nursing, Niigata Seiryō University

要旨

COVID-19の影響をうけ、オンラインによる遠隔で実施した卒業前看護技術トレーニングの取り組みについて成果を検証し、改善に向けた課題を明らかにすることを目的とした。トレーニングは、動画教材と自宅練習キットを活用した自己学習・自己練習、Web会議システムを使用した同時双方向オンラインによる技術チェック、ならびに教員によるオンライン相談室により構成した。参加者のうち、研究協力の同意が得られた45名の事後アンケートを分析対象として評価を行なった。結果、トレーニング後の技術習得レベルは有意に向上し、参加者の自己課題の明確化、就職に向けた不安軽減につながっていた。教材を活用した反復練習、グループダイナミクスによる気づきの促進、参加者の主体的学習の機会となり効果的であった一方で、対面でないことの不安や孤独感、カメラワークの煩雑さや物品・場所の限界といった遠隔ならではの課題があった。

キーワード

看護基礎教育、看護技術、オンライン授業、卒業前教育

Abstract

This study aimed to assess the achievements of and identify the impediments to progress created by the Covid-19 pandemic to pre-graduation nursing skills training courses provided by online media. The training comprised self-study and individual practice using video teaching materials and a home practice kit, simultaneous interactive online skills assessment using a Web meeting system, and online counseling by teachers. A post-training questionnaire was sent to all 64 students who had taken the course, of whom 45 consented to participate in the study. Our analysis of the questionnaire responses from these 45 students showed that the training had significantly improved their skill levels, identified the challenges they needed to address, and reduced their anxieties about finding work. The online training was effective because it enabled students to repeatedly practice using the teaching materials, promoted their awareness by group dynamics, and provided an opportunity to learn proactively. On the other hand, problems unique to remote online training were apparent: a sense of isolation and anxiety about not seeing people face to face, complicated camerawork, and limits on resources and places.

Key words

basic nursing education, nursing skill, online class, pre-graduation education

I はじめに

看護系人材に求められる専門知識・技術の高度・多様化をうけ、看護学教育の充実と質保証に資することを目的として、2017年に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」¹⁾が策定された。また、2019年の「看護基礎教育検討会報告書」²⁾においても、看護師に求められる能力として卒業時の到達目標ならびに看護師教育の技術項目と到達度が示され、看護基礎教育における看護実践能力の強化・向上が求められている。しかしながら、COVID-19の影響をうけ、看護実践能力を育むうえで重要となる演習や臨地実習が大きく制限されることとなり、多くの大学が学内や遠隔による代替実習を行った³⁾。A大学でも、臨地実習を遠隔実習に変更せざるを得ない状況となり、臨地実習における技術経験は従来の約半分に低下した。学生の看護技術習得の機会の減少が学内外のあらゆる場面で生じ、看護技術習得レベルの低下や不安の増大につながっている。

A大学では、就職後に臨床現場ですぐに必要なとされる看護技術について、自らの技術習得レベルを確認し習熟を図ること、ならびに就職に向けた不安軽減を目的として、2000年の開学当初より卒業前看護技術トレーニングを実施している⁴⁻⁶⁾。トレーニングの技術項目は、新人看護師が実施困難を感じやすく、卒業生への調査から就職前の演習ニーズが高いものを選定し、静脈血採血、点滴静脈内注射、膀胱留置カテーテル、輸液ポンプ・シリンジポンプの操作等である。これまでのトレーニング参加者への調査から、自身の技術や知識の不十分さを再確認する機会となり、そのことが参加者自身の今後の課題認識へとつながっていたこと等の効果が確認されている。この卒業前看護技術トレーニングも、COVID-19の影響をうけ2021年度に初のオンラインによる遠隔トレーニングとなった。従

来、看護技術は対面での演習による技術習得を中心としてきたため、オンラインでの遠隔トレーニングでも、技術の習熟を図り、参加者の就職に向けた不安軽減に寄与できるのか、教育効果の検証を行い今後の課題を明らかにする必要がある。

遠隔での看護技術演習を試みた先行研究^{7,8)}では、作業範囲が広く画面に映りきらない動作や対象者への関わりを必要とする技術の教授は困難であったとする一方、作業範囲が小さい動作や一つ一つの細かな手技からの段階的な技術習得は可能であると報告されている。また、オンライン演習の利点としては、知識を整理でき主体的な学習につながることが挙げられている。課題としては、カメラワークをはじめとした機器使用の困難さ、自宅での受講環境や物品が整わない、多人数の演習では学生と教員の相互コミュニケーション不足があると指摘されている。オンラインによる遠隔での技術演習については、今後もより高い教育効果を目指して今後も実践と省察を積み重ねていく必要があるといえる。

卒業前技術教育プログラムを概観した研究では、反復練習が出来る環境を整えること、臨床の状況を想定した課題の設定や臨床で実際に使用している物品を用いることにより効果的なプログラムが提供できるとしている⁹⁾。そこで、A大学における遠隔での卒業前看護技術トレーニング実施にあたっては、自宅でも十分な事前学習や反復練習が出来るよう、演習内容に即した動画教材や臨床で実際に使用される物品を豊富に組み込んだ自宅練習キットを作成・提供した。また、参加者間・参加者-教員間のコミュニケーション促進のためにオンライン相談室の開設や少人数グループによる演習を行った点も特徴としてあげられる。本稿では、A大学におけるオンラインによる遠隔トレーニングの取り組みについて、参加者へのアンケート結果をもとに成果と改善に向けた課題を分析したので報告する。な

お、技術習得状況については、本トレーニングで実施した技術項目のうち、卒後に実施困難を感じやすく、かつ臨床現場で日常的に行われる点滴静脈内注射と静脈血採血の技術に着目し検討した。

Ⅱ オンラインによる卒業前看護技術トレーニングの概要

オンラインによる遠隔トレーニング（以下、本トレーニング）は、教材を活用した自己学習・自己練習とWeb会議システムZoom Meetings（以下、Zoom）を使用した同時双方向オンラインによる技術チェック、ならびに、教員に相談・質問ができるオンライン相談室により構成した。参加者は自宅からトレーニングに参加した。

1. 期間：看護師国家試験終了後の4日間
2. トレーニング対象者：A大学看護学科に在籍する4年生全員を対象として参加を呼びかけた。参加は任意で、事前申し込み制とした。
3. 技術項目：自宅での技術練習が可能な項

目として点滴静脈内注射、静脈血採血、膀胱留置カテーテルの3項目を選定した。

4. オンライン学習に向けての準備

動画教材：業者監修の看護技術動画（ナースングチャンネル、東京サウンド・プロダクション）、実際に参加者が使用する物品を用いて教員が作成した看護技術動画を本トレーニング用のGoogle Classroomに準備し、参加者は学内外からいつでもアクセス・視聴可能とした。

練習物品：状況を設定する注射伝票や処置伝票、採血管ラベルを作成したほか、「自宅練習キット」（図1）を貸し出した。貸出期間は、トレーニング開始1週間前から終了後約3週間とした。キットには医療器材が含まれることから、点検表をもとに貸出時と返却時に各自で点検することを義務付け、物品は指定日時に全て回収した後、教員が最終確認した。使用・保管・回収に際し、針刺し事故等が起こらないよう安全管理方法について指導し、所属長の許可を得て貸し出しを行った。また、点滴スタンドとしてS字フックやハン



貸出物品	
1. 静脈血採血	
①	皮膚モデル(ディスポ手袋1組含む)
②	JMS セーフティ翼付採血セット
③	テルモ翼付静注針22G
④	22G 注射針
⑤	テルモ注射用シリンジ 2.5ml
⑥	採血管・採血管ラベル
⑦	駆血帯(平ゴム)
⑧	個包装消毒用エタノール
2. 点滴静脈内注射	
⑨	テルモ注射用シリンジ5ml
⑩	テルモ注射用シリンジ10ml
⑪	18G 注射針
⑫	テルモ翼付静注針23G
⑬	テルフュージョン三方活栓R型
⑭	テルフュージョン輸液セット 20滴/1ml
⑮	シャープラグ 三方活栓延長チューブ付 50cm
⑯	三方活栓キャップ
⑰	ビタメジン静注用バイアル
⑱	50ml生理食塩液(大塚生食注)
⑲	個包装消毒用エタノール
3. 膀胱留置カテーテル	
⑳	バードI.C.フォーリートレイB 12Fr

図1 自宅練習キットの内容

ガー、針廃棄容器として広口の空きビンや缶で代用すること、膀胱留置カテーテル挿入の練習が出来るよう女性の陰部に見立てて穴を開けた段ボールを用意することを伝えた。

通信環境・機材：参加者は、大学から個々に貸与されているPCと内蔵Webカメラを使用した。すでにオンライン授業も併用されていた時期であり、参加者のインターネット環境は整っていた。技術チェックで手元や作業全体が映るようにカメラワークを事前確認するよう伝えた。教員は、全体を俯瞰した様子と

手元をズームした様子を配信可能なようにPCにはハンディカメラを接続して使用した。その他、対面演習で使用する採血シミュレータ（静脈採血注射モデルⅠ型、高研製 図2のD参照）も準備した。

5. スケジュール

1日目は、同時双方向オンライン（Zoom）によるオリエンテーション、動画視聴を含めた自己学習と自宅練習キットを用いた自己練習とした。2～4日目は技術チェックとし、点滴静脈内注射65分と静脈血採血45分をあわ

表1 スケジュール

全体スケジュール					
1日目					
9:00～10:00	オリエンテーション（zoom）				
10:00～12:00	動画視聴を含めた自己学習、自宅練習キットを用いた自己練習				
12:00～13:00	休憩				
13:00～16:00	教員によるオンライン相談室（いつでも入退室可）				
	教員A 参加者16人	教員B 参加者16人	教員C 参加者16人	教員D 参加者16人	
2日目 点滴静脈内注射・静脈血採血					
9:00～10:50	教員A 相談室担当	教員B チェック3人	教員C チェック3人	教員D チェック3人	教員E チェック3人
11:00～12:50	相談室担当	3人	3人	2人	3人
12:50～14:00	休憩				
14:00～15:50	2人	3人	3人	3人	
3日目 点滴静脈内注射・静脈血採血					
9:00～10:50	教員A チェック3人	教員B チェック3人	教員C 相談室担当	教員D チェック3人	教員E チェック3人
11:00～12:50	3人	3人	3人	相談室担当	
12:50～14:00	休憩				
14:00～15:50	相談室担当		3人	3人	3人
4日目 膀胱留置カテーテル					
9:00～10:00	教員A	教員B チェック3人	教員C チェック3人	教員D チェック3人	教員E チェック3人
10:00～11:00		3人	3人	3人	3人
11:00～12:00		3人	3人	3人	3人
12:00～13:00	休憩				
13:00～14:00		3人	3人	3人	3人
14:00～15:00	3人	3人	3人	2人	3人

参加者のスケジュール（一例）

1日目	
9:00～10:00	オリエンテーション（zoom）
10:00～12:00	動画視聴を含めた自己学習 自宅練習キットを用いた自己練習
12:00～13:00	休憩
13:00～16:00	自己学習・自己練習 教員によるオンライン相談室（いつでも入退室可）
2日目	
9:00～10:50	自己学習・自己練習
11:00～12:50	技術チェック（点滴静脈内注射・静脈血採血）
13:00～14:00	休憩
14:00～15:50	自己学習・自己練習
3日目	
9:00～16:00	自己学習・自己練習 適宜休憩
4日目	
9:00～10:00	技術チェック（膀胱留置カテーテル）
10:00～15:00	自己学習・自己練習 適宜休憩

※自己学習・自己練習時間は、随時オンライン相談室を利用可能

せて計110分、膀胱留置カテーテルは60分とした。また、教員によるオンライン相談室を随時開設した。全体スケジュールならびに参加者のスケジュールの一例を表1に示す。

6. トレーニング実施方法（図2）

チェックリストの評価項目（評価項目は図3、4参照）をもとに十分な事前学習をして技術チェックに臨むこととした。技術チェックでは、計5名の教員が携わり、参加者3名で編成したグループに教員1名が入って指導にあたった。カメラの前で1人ずつ順番に一連の手技を実施し、他の参加者と教員は画面を見て評価し、フィードバックを行った。参加者同士の相互評価・フィードバックを中心に展開し、教員は全体の状況や方法を見ながら適宜正しい技術の習得にむけた助言や補足説明をした。また、参加者からの疑問や質問には、先輩看護師として臨床の実際や自己の経験を交えながら答えた。

静脈血採血のトレーニングについては、採血にかかる手技のうち、血管探しや刺入角度、シリンジの把持方法等に要点を置き、それが

実施可能となる物品を選定した。手元に穿刺できる物品があることで、消毒までの行為や患者への声掛け、抜針時の留意点等も実施可能となった。また参加者人数分の物品確保と予算の都合により今回は簡易皮膚モデル（図2のC）を活用した。点滴静脈内注射では、6Rの確認等の事前準備からバイアル内の薬剤の溶解を含む注射剤のミキシング、輸液ルートの接続とプライミングに加え、滴下調整の手技が実施できる物品を選定した。とくに清潔操作やバイアルへの穿刺角度・滴下調整等に要点を置いた。

Ⅲ 研究目的

1. 2021年度のオンラインによる卒業前看護技術トレーニングが参加者の看護技術の習熟ならびに就職に向けた不安軽減に寄与したかを評価する。
2. オンラインによる遠隔トレーニングの改善にむけた課題を明らかにする。

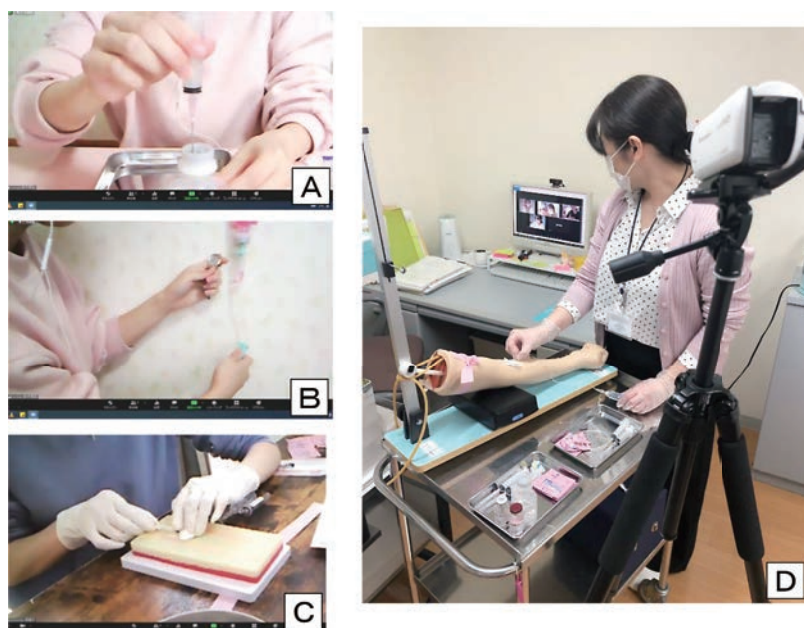


図2 オンラインでのトレーニングの様子

- A：参加者が薬剤を調合している様子 B：参加者が滴下合わせをしている様子
C：参加者が皮膚モデルに穿刺している様子 D：教員が採血モデルを使用して指導している様子

IV 研究方法

1. 対象

2021年度の卒業前看護技術トレーニングに参加したA大学看護学科4年生64名のうち、研究協力の同意が得られた45名のアンケートを分析対象とした。

2. 調査期間

2021年2月25日～3月4日

3. 調査方法

トレーニング終了後にGoogle Formを使用した無記名自記式のアンケートを行った。トレーニング参加者が全員登録しているGoogle Classroomを通じてトレーニング最終日に一斉配信し、自宅で任意回答してもらった。

4. 調査内容

自己評価によるトレーニング前後の技術習得レベルを「4：一人でできる」「3：助言があればできる」「2：方法はわかるができない」「1：方法がわからない」の4件法で回答を求めた。また、トレーニング後のより詳細な技術習得状況を調査するために、各技術のチェックリスト項目に沿って「4：できる」「3：まあまあできる」「2：あまりできない」「1：できない」の4件法で回答を求めた。加えて、各技術の習得にあたり役立ったこと・助けになったこと、思うようにいかなかったこと・難しかったこと、トレーニングの感想について自由記載を得た。

5. データ分析

トレーニング前後の技術習得レベルの比較には4件法「4：一人でできる」～「1：方法がわからない」の回答を順序尺度として扱いWilcoxonの符号付き順位検定を行った。分

析にはSPSS Statistics 25を用い、有意水準は5%とした。また、各技術の評価項目は記述統計を行った。自由記載については、類似の意味内容で整理した。複数の研究者間で検討することで信頼性・妥当性の確保に努めた。

6. 倫理的配慮

アンケート回答データの二次利用にあたっては、所属施設の倫理審査委員会の承認を受けて実施した（承認番号：202201）。なお、データ収集時には、参加者に調査の趣旨や回答の自由、成績評価に影響を及ぼさないこと、匿名性の確保、データの保管・破棄、研究成果の公表に関することを書面にて説明し、アンケートの回答をもって調査協力の同意を得ていたものである。

映像教材の使用にあたっては、業者監修の看護技術動画はライセンス契約内容を遵守して使用し、教員が作成した看護技術動画は事前に作成教員から口頭で使用許可を得た。また、本報告における画像の掲載についても許諾を得ている。

V 結果

1. トレーニング前後の技術習得レベルの比較（表2）

静脈血採血のトレーニング前の自己評価では、23名（53.5%）が「方法はわからない」としていたが、トレーニング後には「一人でできる」が20名（46.5%）、「助言があればできる」が22名（51.2%）となり、技術習得レベルは1%水準で有意に向上していた。また、点滴静脈内注射でも、トレーニング前の自己評価が「方法はわからない」21名

表2 トレーニング前後の技術習得レベルの比較

表2 トレーニング前後の技術習得レベルの比較										単位：人（％）
トレーニング項目		4: 一人でできる		3: 助言があればできる		2: 方法はわかるができない		1: 方法がわからない		p 値
静脈血採血 (n=43)	前	1	(2.3)	12	(27.9)	23	(53.5)	7	(16.3)	< .001***
	後	20	(46.5)	22	(51.2)	1	(2.3)	0	(0.0)	
点滴静脈内注射 (n=42)	前	1	(2.4)	11	(26.2)	21	(50.0)	9	(21.4)	< .001***
	後	20	(47.6)	22	(52.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	
Wilcoxon の符号付き順位検定					(上段：トレーニング前、下段：トレーニング後)					***p< 0.001

Wilcoxon の符号付き順位検定

(上段：トレーニング前、下段：トレーニング後)

***p<.001

(50.0%) に対し、トレーニング後は「一人でできる」が20名 (47.6%)、「助言があればできる」が22名 (52.4%) となり、技術習得レベルは1%水準で有意に向上していた。

2. トレーニング後における各技術の技術習得状況

1) 静脈血採血の技術習得状況 (図3)

チェックリストの評価項目16項目のうち、「できる」と回答した割合が高い項目は、「②患者確認と照合」「⑥適切な方法で消毒できる」「⑬適切な方法で止血できる」でいずれも93.0%であり、次いで、止血説明、アルコール過

敏症の確認、針の廃棄であった。「できる」と回答した割合が低い項目は、「⑮採血管の種類に応じて適切に混和ができる」47.6%、「⑩翼状針が固定できる」48.8%、「⑪内筒をゆっくり引くことができる (ホルダーに採血管をまっすぐ挿入できる)」55.8%、「④適切な部位・強さで駆血帯を装着できる」58.1%、「⑧適切な刺入角度で穿刺できる」62.8%ほか、血管の選定・固定、刺入後の血液逆流の確認であった。

2) 点滴静脈内注射の技術習得状況 (図4)

チェックリストの評価項目7項目のうち、

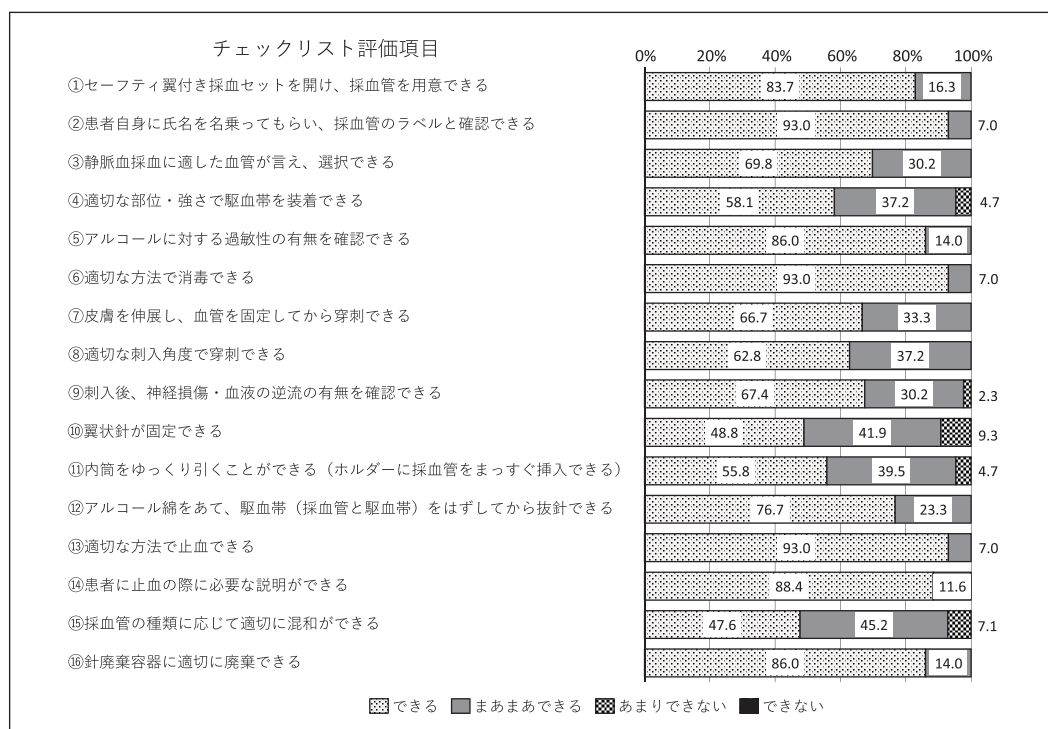


図3 静脈血採血の技術習得状況

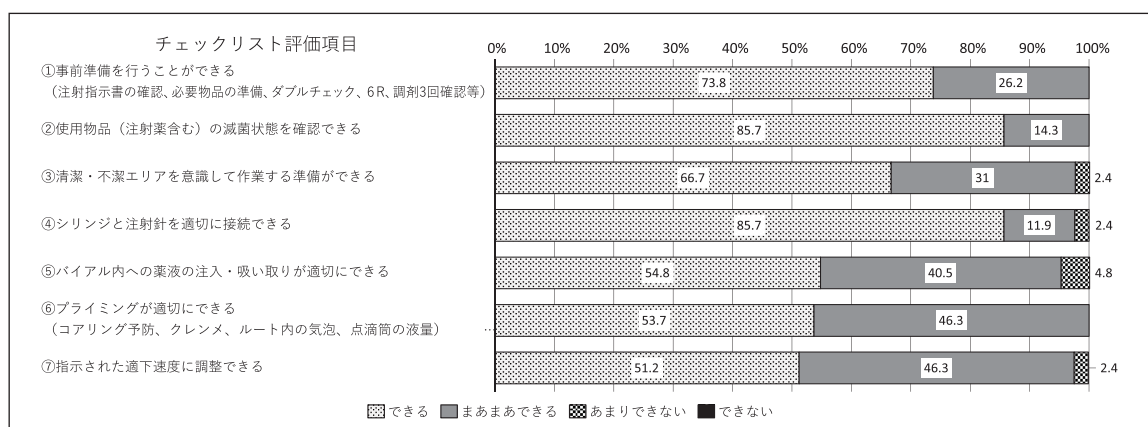


図4 点滴静脈内注射の技術習得状況

「できる」と回答した割合が高い項目は、「②使用物品の滅菌状態を確認できる」「④シリンジと注射針を適切に接続できる」がいずれも85.7%であった。「できる」と回答した割合が低い項目は、「⑦指示された滴下速度に調整できる」51.2%、「⑥プライミングが適切にできる」53.7%、「⑤バイアル内への薬液の注入・吸い取りが適切にできる」54.8%、「③清潔・不潔エリアを意識して作業する準備ができる」66.7%、「①事前準備を行うこ

とができる」73.8%であった。

3. オンラインでの遠隔トレーニングについての自由記載（表3）

自由記載の内容から、今回のトレーニングで効果的だったこととして「動画教材の有効活用」「事前・事後の反復練習」「グループダイナミクス」「自分なりの工夫」「教員によるリアルタイム指導」「オンライン相談室での問題解決」の記述があった。一方で、改善に向けた課題として「カメラワーク」「場所の

表3 本トレーニングについての自由記載

【本トレーニングが効果的であった点】

動画教材の有効活用	クラスルームにアップされていたミキシングの動画を見ながら練習することで、自分の動作との違いに気づく事ができ、振り返りが出来ました。 ゴムタイプの駆血帯の巻き方が分かっていなかったのですが、クラスルームの採血の動画を見ることで、巻き方が良く分かりました。 トレーニングに入る前に動画視聴をしていたことで、練習時間を有効に使えた。 事前に何度も動画を見返して練習した。
事前・事後の反復練習	郵送された練習キットで技術トレーニング後も自信がつくまで繰り返し練習できることは、大きなメリットだと感じた。 遠隔でやったからこそキットが手元にある時間が長いので、自己練習が多くできて入職前の技術に関する不安が減少する材料になった。 技術チェックで一人に充てられる時間は短いため、練習キットが届いてから、繰り返し練習し、なるべく毎日物品に触れるようにした。 何度も自分の時間に合わせて練習することができたのでとても良かったです。
グループダイナミクス	少人数のグループで先生にチェックをしていただけることで、ディスカッションを密にすることができたり、他のメンバーの手法から多くの学びを得たりすることができた。自己練習だけでは気づかない点が多くあることが今回あったので、就職してから先輩や同期に積極的にチェックをお願いしてスキルを高めたと思った。 自分の不足している部分や知識など、第三者から指摘されることで、気づかなかった課題や癖などが分かり、もっと練習して技術の向上を目指そうという気持ちになった。
自分なりの工夫	zoomで自分の手法を録画する。 自宅ではあるものの実際に病院だったら想像しながら必要物品や物品の配置、患者さんへの声かけを考えるようにしました。 先生方がアップしてくださった動画だけでなく、看護ルーやYouTubeなどさまざまなツールで他の方法を見て学んだ。いくつもの方法を見ることで、全部に共通している重要な点を学ぶことができたり、自分に合った方法を見つけることができたと思う。 駆血帯を装着する際の巻き方や強さなどが思うようにいかず、自分の足で練習したり、親の腕を借りて装着などの練習をした。
教員によるリアルタイム指導	自己練習の時にはわからなかったが、チェックで指摘を受けて初めてわかったことが多くあったので、チェックをしていただけてよかった。 実際に刺すときにはイクラが破れたような感触があること、血管が逃げた時の対処法などを先生に教えていただき、実際に人に採血を実施する不安が軽減した。 チェック中に先生から翼状針の固定方法などを指導してもらい、自己練習では分からなかった細かい技術を習得することができた。
オンライン相談室での問題解決	相談室で技術の質問や相談をすることで、現場で行われている方法や先輩看護師さんたちの採血の仕方などを先生（先輩看護師さん）から教えてもらうことができ、演習以上に現場を意識した練習をすることができた。 遠隔でやることに最初は不安だったけど、相談室があったことで、先生に直接相談できてそこで解決できたからよかった。 事前に何度も動画を見返して練習した。それでもわからなかったところは相談室等を活用して解決した。

【トレーニング改善に向けた課題】

カメラワーク	見てもらうためのカメラ位置の調整が難しかった。 家でのスペースの確保や見えやすいカメラアングルの調整が難しいところがありました。 やはり対面ではないため、細かい手法までカメラに写せないことから、細かいところのチェックは緩かったかな、と感じた。
場所の確保	場所が確保できなかった。清潔操作をするのに自宅は厳しい。 家にある机の高さが合わず少しやりにくかったです。 先生が見えやすいようにカメラワークを意識しながら清潔不潔の場所の区別を徹底するのがしづらかった。
物品の限界	駆血帯を巻く練習がモデルがないので難しかった。 トレーがないため、清潔区域との区別が付きにくい。 遠隔となってしまったため仕方ないのですが、実際に血液の逆流や採血などは確認できたらよかった。
対人（対面）でないことの不安や孤独感	1人で手法を練習するので、一つ一つが不安だった。 LINEで友達に疑問を聞いても、すぐに返事が来なかったり、先生に聞くまでのことでもないことの内容を聞くなら対面がよかった。 自己練習では手順や留意点を学び、習得することができたが、実際に人を相手にして採血を行う時、学んだことを上手くできるか不安に感じる。 静脈にさしたときに刺すのかな、血管壁を損傷していないのかなど、実際にい先生に見てもらわないとわからないところもあり、技術に関してまだ不安がある。

【卒業前看護技術トレーニングの教育効果】

学習内容を思い出す	2年生の演習以来の点滴静脈内注射だったため、動画を見て復習したり、レジュメを見たりなど、思い出しながらすることができた。 授業や実習は一年以上前のことなのでかなり忘れていた部分もあったが、病棟で良く行う技術を中心に学び、思い出すことができて良かった。
自己の習得レベルの確認	忘れていた部分やあやふやだった部分、理解していなかった部分などがあり、自分の手法や知識について確認することができて良かった。 自身のできるところでないところ、できるけど不安なところを明確にすることができ、今後の課題について再認識する機会になった。 今まで演習で学んできたことを忘れていた部分が多かったため、今回の3つの手法だけでなく他の手法もこの春休み期間中に再確認するべきだと気づくことができた。
自己課題に気づく	手が予想以上に震えることがわかった。繰り返し練習する必要があることを痛感した。 針をつかった技術はどうしても緊張してしまうことがわかったので就職後に気を付けていかないといけないことがわかった。 前もって物品の準備をしっかり出来ていなかったため、上手く進めることができなかった。 滴下の速度合わせに時間がかかるので、感覚をつかめるように練習したいと思いました。 注射針のキャップを外すことが難しく、勢いよく外そうとすると指に針を刺してしまうことがあった。自己練習を繰り返しキャップの取り外しに慣れたいと思った。 コアリング防止のために垂直に刺すのが難しかった。自分ではまっすぐ刺しているつもりでも、斜めになってしまう。
自信がつく	内容や物品から、とても難しそうで絶対にできないと思って練習を始めたが、回数をこなすうちに自信になった。意外とやればできるということがわかった。 実際に物品を触りながら手法を行うことで国試で学んだことを活かしながら看護技術に自信を付けることが出来た。
学習意欲の向上	自分の不足している部分や知識など、第三者から指摘されることで、気づかなかった課題や癖などが分かり、もっと練習して技術の向上を目指そうという気持ちになった。 少ししり実物に触れたことで、できない・怖いという不安はかなり少なくなった。ほんの少しでも自信を持って就職できたら大きく成長できるのかなと思った。
就職に向けた不安軽減	時々、就職後の話や病院ごとの違いを具体的に聞くことができたので、就職に向けて心の準備ができ良かったです。 コロナの影響により実習の回数が少なく、入職後の看護技術を行うことに強い不安感があったが、今回のトレーニングで軽減された。 遠隔でやったからこそキットが手元にある時間が長いので、自己練習が多くできて入職前の技術に関する不安が減少する材料になった。

確保」「物品の限界」「対人（対面）でないことの不安や孤独感」に関するものがあった。また、参加者の振り返りから「学習内容を思い出す」「自己の習得レベルの確認」「自己課題に気づく」「自信がつく」「学習意欲の向上」「就職に向けた不安軽減」など、卒業前看護技術トレーニングの教育効果に関する記述があった。

VI 考察

1. オンラインによる卒業前看護技術トレーニングでの技術習得

A大学での卒業前看護技術トレーニングは、自らの技術習得レベルを確認し習熟を図ること、ならびに、就職に向けた不安軽減を目的として行ってきた。今回、参加者の自己評価によるトレーニング前後の技術習得レベルの比較では、有意差がみとめられ、オンラインによる遠隔トレーニングでも技術の習得に有効であることが示唆された。また、自由記載の内容から、失敗したりうまく出来なかったりした経験をもとに自分自身の技術や知識の不十分さを認識し、自己課題の明確化や主体的学習にむけた動機付けにつながったことが推察される。参加者の「コロナの影響で実習が少なく入職後の看護技術に不安感があったが、今回のトレーニングで軽減された」との記述にあるように、COVID-19の影響により多くの臨地実習が制限され、就職後の看護技術に関して不安を抱える参加者が多かったことが推測されるなか、オンラインによる遠隔トレーニングは当初のトレーニング目的である技術の習熟と就職にむけた不安軽減に寄与できたと考えられる。

静脈血採血の技術では、患者確認と照合、消毒や止血の方法、医療廃棄物の処理は概ね習得できた一方、採血管の転倒混和、翼状針の固定、ホルダーへの採血管の差し込み、駆血帯の装着や刺入角度については習得率が低

かった。穿刺後は、一方の手で穿刺針を固定しつつ、他方の手で採血管を扱う等、両手に意識を向けつつも片手での操作が求められる点で難易度が高いことが考えられる。これらの状況は、対面演習と同様の傾向といえる。駆血帯の装着は、費用の都合上、対面演習で使用していたワンタッチタイプではなく平ゴムタイプを貸与したこと、駆血帯を巻く腕モデルがなかったことやオンライン上では巻く強さが伝わりづらいことにより習得が困難であったと推察される。刺入角度については、簡易皮膚モデルでは血管に刺入した感覚が掴みづらいことや血液の逆流がみられないこと、また、刺入角度を映し出すためのカメラワークの煩雑さ等により、適切な刺入であるかの確信が持てなかったことが要因と考える。

点滴静脈内注射では、針とシリンジの接続や事前準備に関する項目は比較的習得出来ていた一方で、ミキシングやプライミング、滴下速度の調整、清潔不潔エリアの意識については習得率が低かった。滴下速度の調整は対面演習同様の傾向である。ミキシングやプライミングは、練習キットの物品では在宅での十分な反復練習が出来なかったことが原因と考える。その背景には、同梱した練習用のバイアルは1個であり、実際に薬剤を溶解できるのは1回限りだったことがある。また、バイアルを再利用しても何回かゴム栓に注射針を刺して練習するうちに薬液が漏れて使用できなくなる状況があった。プライミングについても、一度薬液を満たした輸液ルートを空にして再度使用する方法を示さなかったために十分な反復練習が出来なかった可能性がある。いずれも対面演習であれば、その場ですぐに追加交換したり臨機応変に適宜助言したりできるが、遠隔では難しい。参加者の困り事をタイムリーにキャッチできる工夫や参加者目線で十分なシミュレーションをしておくことが必要であった。清潔不潔エリアの意識付けについては、演習専用の実習室と違い、

自宅内で作業するための適当な場所を確保することの困難さが影響したと推察される。自宅での演習で清潔エリアを意識するためには薬剤トレーなどを使用して区分を明確にすることも有用かもしれない。

2. 本トレーニング企画・運営の評価

今回のトレーニングが効果的であったこととして、参加者に動画教材が有効に活用されたこと、事前・事後の反復練習を促すことができたこと、グループダイナミクスにより気づきを促進できたこと、また、参加者の主体的学習の機会となり得たことがあげられる。参加者に提供した学習教材としては、動画教材と自宅練習キットがある。参加者の自由記載からは、動画視聴により技術の一連の流れをイメージしたり、何度も繰り返し視聴し、自分の手技と見比べたりして動画教材を活用した様子がわかる。自宅からいつでも何度でも視聴し確認できたこと、参加者のレディネスを把握した教員が実際に使用する物品を用いて作成した動画は手技のイメージ化を促し、自宅での自己練習への導入をスムーズにしたものとする。また、参加者からは、自宅練習キットが手元にあることで事前学習・事後学習として自分のペースで何度も繰り返し練習が出来た点が今回の遠隔トレーニングの大きなメリットであったと評価された。「自信がつくまで何度も練習した」「とても難しそうで出来ないと思って練習を始めたが、回数をこなすうちに自信になった」などの記述からも、反復練習により参加者の「やればできる」という実感と自信につながったと考える。また、参加者が事前学習・練習をしていたことで、限られたリアルタイムでの技術チェックの時間を有効に活用できた。以上より、いつでも何度でも視聴可能で演習内容に即した動画教材、臨床で実際に使用される物品を豊富に組み込んだ自宅練習キットは、いずれも参加者の学習効果を高めたといえる。これら、動画教材と自宅練習キットの活用は、遠隔に

とどまらず対面演習にあたっても広く応用できると考える。

同時双方向オンラインによる技術チェックは、参加者同士の相互評価やフィードバックを中心に展開した。ここでは、自分一人では気づけなかったことに気づき、自分自身の技術習得レベルの確認や課題の明確化につながる機会となっていた。今回は、コミュニケーションの促進を意図して、参加者3名で編成したグループに教員1名が入り計4名の少人数グループでの演習とした。参加者が発言しやすく、4分割のPC画面構成はお互いの様子や反応も分かりやすい点でもコミュニケーションを図るには適当な人数編成であったと考える。また、参加者間ならびに参加者と教員との対話が行ないやすかったことで、グループダイナミクスも促進されたと推察される。さらに、リアルタイムで指導教員による助言や実演を交えた補足説明を受けたことが、参加者の正しい技術習得につながったことがわかる。困り事や疑問を解決出来る場としてオンライン相談室が活用されたことで、リアルタイムでの指導時間が限られるという欠点を補完することにもつながった。

参加者は限られた状況下でも自分なりの工夫をしながら技術習得にむけて学習に励んでいた。自分の手技を録画して見返したり、自分で練習方法を模索したり、臨床現場をイメージして練習の幅を広げる等、参加者自身の創意工夫により出来ることを見つけて主体的に学習を行っていた。この学習意欲の要因をKellerの学習意欲の動機付けモデル¹⁰⁾(ARCSモデル)における注意(Attention)、関連性(Relevance)、自信(Confidence)、満足感(Satisfaction)の4側面から振り返ってみる。注意の側面では、臨床がイメージできる自宅練習キットや伝票等の教材が手元に届いたことで、まずは「面白そうだ」と参加者の知的な好奇心や探求心を喚起した。また、関連性の側面では、実施時期を国家試験が終了し卒業

を控えた時期に設定したことからも、参加者は就職前の看護技術習得に高い学習ニーズや関心を持ち合わせていたといえる。そして、自己学習や練習、参加者同士や教員を交えた学び合いとフィードバックによって「わかるようになる」「やればできる」と自信の側面が刺激され、自分自身の成長を振り返って努力が実を結んだと実感することで一定の満足感が得られたと考える。企画段階で意図していたわけではなかったが、結果として、これらARCSモデルの4要因がうまく含まれたことが学習意欲につながったと推察される。

3. 改善にむけた課題

オンライントレーニングの改善に向けた課題として、先行研究同様にカメラワークの煩雑さや物品・場所の限界、対面でないことの不安や孤独感があげられる。今回、参加者はPC内蔵のWebカメラを使用した、作業場所とカメラ位置の兼ね合いによっては作業の様子が画面に収まらず、全体が把握出来ない、細かい手技を十分に映しづらい状況が生じた。また、自宅というプライベートな環境で、グループメンバーや教員に見せるためのカメラワークを行いながら、自分が作業できるスペースの確保も求められた。参加者のプライバシーへの配慮や十分なカメラテストが必要であった。物品に関しては、反復練習に耐える物品の必要数や限られた予算内で効果的な学習につながる教材の選定や工夫は継続して検討していく必要がある。また、参加者が行っていた様々な工夫や知恵を共有・蓄積していくことも有用と考える。

参加者は、「一人で練習するので、一つ一つが不安だった」「ちょっとしたことを聞きたいけれど聞けない」「本当に人を相手にしたときに上手く出来るのか」「実際にそばで見てももらわないと不安」など、一人で学習することの孤独感や本当にこれで良いのか確信が持てない不確かさ、拭いきれない不安感を抱えていたことがわかった。二宮⁷⁾の実践

報告でも、学生は学内で友人と一緒に学びたかったという思いを有しており、オンライン演習が必ずしも満足いくものではなかったとしている。本トレーニングも、学内で友人や教員と交流をしながら共に学びたいという思いには十分に応えることができなかったといえる。また、園田¹¹⁾は、オンライン実習の限界として〈学生や教員との意思疎通の不十分さ〉〈学生の不安や困りごとへの気づきにくさ〉をあげている。いつでも相談や質問が出来る場所としてオンライン相談室を開設したが、参加者にとっては教員のZoomに入ること自体にためらいを感じることもあると考える。チャットやサイトのフォーラム機能等もっと気軽に質問・相談できる工夫や参加者同士の交流の場も検討していきたい。

研究の限界と今後の課題

研究の限界として、技術習得状況の評価は参加者の主観的評価にもとづいて行っており、技術習得度を客観的に評価出来ていない点があげられる。また、遠隔トレーニングの前後比較にとどまり、従来の対面実施と遠隔実施での比較検討が出来なかった点は大きな課題である。今後は、今回得られたトレーニングの課題を改善し発展させるとともに、オンライン授業と対面授業との組み合わせも含めてより効果的な教育方法を検討していく。

VII 結論

オンラインによる卒業前看護技術トレーニングは、技術の習熟と不安軽減に寄与した。教材を活用した反復練習、グループダイナミクスによる気づきの促進、参加者の主体的学習の機会となり効果的であった。一方で、対面でないことの不安や孤独感、カメラワークの煩雑さや物品・場所の限界が課題である。

謝辞

本研究にご協力いただきました参加者の皆さまに心より感謝申し上げます。

文献

- 1) 文部科学省. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～.
<https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afldfile/2017/10/31/1217788_3.pdf>. 2022年11月9日.
- 2) 厚生労働省. 看護基礎教育検討会報告書.
<<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000557405.pdf>>. 2022年11月9日.
- 3) 日本看護系大学協議会 看護学教育質向上委員会2020年度 COVID-19 に伴う看護学実習への影響調査A調査・B調査報告書.
<<https://www.janpu.or.jp/wp/wpcontent/uploads/2021/04/covid-19cyouaAB.pdf>>. 2022年11月9日.
- 4) 山崎和子, 本間昭子, 柳原清子, 石塚敏子. 卒業前看護技術演習の効果と課題. 新潟青陵大学紀要. 2005; 5(5): 255-266
- 5) 本間昭子, 倉井佳子, 荒井淑子. 学生間採血の意義と学生の不安軽減. 日本看護学会論文集看護教育. 2007; 37: 33-35.
- 6) 柄澤清美, 久保田美雪, 菅原真優美. 卒業前技術演習における「多重課題演習」の成果と課題. 新潟青陵学会誌. 2010; 2(1): 19-29.
- 7) 二宮早苗, 川北敬美, 土肥美子, 赤崎美美, 宮島多映子. 同時双方向型オンライン授業による採血の基礎看護技術演習の試みと今後の課題. 日本シミュレーション医療教育学会雑誌. 2022; 10: 64-69.
- 8) 樋口美樹, 高山由利江, 大津山優葵, 天野雅美. 遠隔授業における看護技術演習の可能性と課題. 情報教育. 2021; 3: 18-22.
- 9) 永野光子, 小元まき子, 青柳優子, 古屋千晶. 卒業前看護技術教育プログラムに関する研究からみたプログラムの成果. 順天堂大学医療看護学部 医療看護研究. 2017; 13(2): 70-75.
- 10) 鈴木克明. 「魅力ある教材」設計・開発の枠組みについて: ARCS動機づけモデルを中心に. 教育メディア研究. 1995; 1(1): 50-61.
- 11) 園田希, 西山陽子, 苑田裕樹, 原田紀美枝, 大重育美, 倉岡有美子. オンラインによる4年次科目「看護の統合実習」の企画. 日本赤十字看護学会誌. 2022; 23(1): 1-8.

コロナ禍における相談援助実習配属業務の現状と課題

小久保 志乃

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

Current Status and Issues of Assignment of Consultation Assistance Practice in the Corona Disaster

Shino Kokubo

Department of Social Welfare, Faculty of Welfare and Psychology, Niigata Seiryo University

キーワード

新型コロナウイルス感染症、相談援助実習、実習配属業務

Key words

COVID-19, Social Worker Practice, Practical training assignment coordination

I. 本研究の背景と目的

2019年12月以降、世界各地で新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）が拡大し、2020年3月には世界保健機関がパンデミックの状態であると表明した。2020年4月、わが国においても緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請や休校措置が取られるなど、社会機能や人々の生活様式が大きく変化した。

新潟青陵大学（以下、本学）福祉心理学部も例外なくコロナの影響を受け、2020年6月に実施予定の相談援助実習を前に、実習施設からの問合せや実習の延期、実習が行えなくなった実習生の対応に追われることとなった。従来通りの現場における相談援助実習（以下、現場実習）は、ソーシャルワークの支援が必要な利用者の生活場面に密接に関わることを必要とすることから、感染対策上困難となったため、2020年6月の現場実習を中止し、代替実習を行った¹⁾。一方で、常に時代の要請に応じた支援が求められる社会福祉士の養成課程において、相談援助実習は重要な位置付けとなっている。地域レベルで教育と実践と

を統合したソーシャルワークを展開するための学びが求められていることから、現場実習での学びは欠かせない。このため、コロナ禍という困難な状況であっても、できる限り従来に近い形で現場実習を行うために実習配属業務を行ってきたが、コロナ禍の実習配属業務に大変苦勞している。そこで、実習配属業務に関する先行研究について調査したところ、コロナ禍における相談援助実習の代替実習に関する論文が6本（小久保 2022¹⁾、茶屋道ら2020²⁾ など）、実習状況に関する論文が2本（齋藤2022³⁾ など）、実習指導に関する論文が1本（高橋2022⁴⁾）、学習教材としてのICTを活用した現場実習評価の論文が1本（石附2022⁵⁾）あったが、実習配属業務について具体的に記された論文はなかった。

本研究では、実習配属業務にコロナ発生前とは異なる業務内容と業務量の増加が生じたことから、記録等のふり返しを通して、コロナ禍における実習配属業務の現状を明らかにし、課題と今後の対応を考察することで、非常時における経験値を共有化することを目的とした。

II. 研究方法

本研究では、研究対象を実習配属業務とした。まず、コロナ発生初年度にあたる2020年度の相談援助実習の配属にまつわる動向を整理した。実習配属の起案、実習受入承諾書、感染対策回答書、メール等の連絡メモや、会議記録などの資料をもとに、2017～2022年度のコロナ発生前後3年度分の「実習配属状況」「実習受入可能人数枠の比較」「配属施設状況と2022年登録施設数」「実習が行えなくなった実習生の配属調整状況」「実習が行えなくなった実習生の配属施設状況」「実習PCR検査実施件数一覧」について調べ、比較表を用いて整理した。

実習配属業務は、新規施設登録業務、実習枠取り、実習配属マッチングおよび担当教員への確認、ソーシャルワーク育成委員会での審議、実習配属の周知、配属実習先への実習依頼、実習施設登録のための国への申請や届出、実習施設への礼状発送、委託料振込、実習資材の準備、実習生や教員への各種連絡と指導、腸内細菌検査の手配、実習報告会の準備、本学の実習体制の周知など、非常に多岐におよぶ。研究対象とした実習配属業務は、主に実習配属依頼や実習が行えなくなった実習生に関する調整業務、施設や実習生と担当教員への連絡・調整、電話・文書作成、郵送対応、PCR検査等への対応のこととする。

倫理的配慮について、2020年度の相談援助実習の配属にまつわる動向は、社会的状況の月間全国新規感染者および新潟県新規感染者数はNHKまとめた「オープンデータ」より集計した。学内の動向については、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部YEAR BOOK（2020-2021）で確認した。また、学内業務の記載内容については、本学福祉心理学部学部長および実習支援室長の許可を得ており、実習生氏名および実習施設名は特定できないようにし、一切の不利益がないように配慮した。

III. 分析結果

1. 2020年度の相談援助実習をめぐる状況

はじめに、2020年1月から12月までの①社会的状況、②厚生労働省と文部科学省の通知、本学が加盟する日本ソーシャルワーク教育学校連盟の動向、③本学の大学全体の動向、社会福祉士の相談援助実習の決定機関である社会福祉士育成委員会の動向、④相談援助実習にまつわる業務について、時系列に状況をまとめた（表1）。

1) 厚生労働省・文部科学省の通知および事務連絡等

コロナ禍の対応として特に相談援助実習に影響をおよぼしたのは、2020年2月28日に文部科学省・厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、要請書及び養成施設等の対応」と思われる。実習運営を弾力的に取扱ってもよいこと、実習が中止となり実習先の代替が困難である場合、演習または学内実習等で代替してもよいことが明記された⁶⁾。しかしコロナ禍における実習運営の具体的方法の提示はなかった。同年6月1日、2回目の同名事務連絡⁷⁾において、具体的な取扱いや遠隔授業実践事例等が追記され、コロナ禍により実習が中止になった場合の代替措置、遠隔授業による巡回指導や帰校指導が可能とすることが示された。

2) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）

ソ教連から、2020年4月3日、「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士および精神保健福祉士養成教育に対する考えについて—会長声明」⁸⁾が公表された。ソーシャルワーク専門職の使命と現状が記述され、「2020年6月末まで実習先となる社会福祉施設・医療機関等の実習受入れに関する意向に関わらず、学生の実習実施を見合わせる」と要請があった。この声明は、本学の相談援

表1 2020年度相談援助実習の配属をめぐる主な状況

2020年	①社会的状況	②厚・厚生労働省、文・文科科学省、 ソ：日本ソーシャルワーク教育学校連盟	③大：新潟青陵大学、社：社会福祉士育成委員会	④相談援助実習にまつわる配属業務
1月	・厚労省原因不明肺炎発表(6) ・WHO 新型コロナウイルス確認(14) ・日本国内初感染者確認(15) ・中国国内感染者数2,744人、死者は81人、日本国内4人目の感染者(27) ・日本人初感染者確認(28) ・月間全国新規感染者 12 人		・大：学生・教職員に対して、新型コロナウイルス感染症について注意喚起及び情報提供(22) ・大：対策本部設置(28)	・実習配属依頼文書、76施設へ発送(31)
2月	・新型インフル等特措法改正(3) ・国内初死者確認(13) ・大規模イベント自粛要請(26) ・全国の学校に臨時休校要請(27) ・新潟県内発初感染者確認(29) ・月間全国新規感染者 212 人 ・新潟県新規感染者数1人	・厚：養成施設等対応の通知(28)	・大：卒業式・修了式中止決定(28)	・再調整後、実習配属依頼文書、3施設へ発送(20) ・実習受入不可連絡(1名、実習指導者不在)(20) ・実習受入不可連絡(1名、実習指導者不在)(28)
3月	・入国規制強化(9) ・WHO パンデミック認定(12) ・東京オリ・パラ延期決定(24) ・月間全国新規感染者 1,900 人 ・新潟県新規感染者数30人	・厚・文：大学等の授業開始等の通知(24)	・大：オリエンテーションキャンプ中止決定(12) ・大：入学式典中止決定(24) ・大：授業開始日を4/20とし、オンライン形式の活用を周知(24)	・実習・実習指導の非常勤講師退任に伴う8名の実習生の担当替え(31)
4月	・7都道府県に緊急事態宣言発出(7) ・緊急事態宣言全国に拡大(16) ・特別定額給付金決定(20) ・月間全国新規感染者 12,361 人 ・新潟県新規感染者数44人	・厚・文：学事日程、遠隔授業 Q&A 通知(1) ・厚・文：臨時休業の考え方等通知(1) ・ソ：会長声明(3) ・ソ：情報サイト開設・運用(3) ・厚・文：学生の通信環境への配慮等通知(6)	・大：レベル2での4/20の授業開始、5/20まで全面遠隔で授業を行うことを決定(6) ・大：オンライン入学式(期間限定にて動画配信(7～10))(7) ・大：委員会にて学内代替実習を検討開始(16) ・大：休校、学生の登校を禁止。授業開始日を4/20→5/7に再延期(18) ・大：学生に対し、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会福祉援助技術現場実習の中止について」文書を配布し、前期配属実習の中止と代替実習切替を周知(22)	・実習延期の連絡が入った場合の対応マニュアルの作成と対応開始(1) ・実習配属不可連絡(3名、コロナ理由)(1) ・実習配属不可連絡(1名、コロナ理由)(8) ・実習配属不可連絡(1名、コロナ理由)(9) ・実習配属不可連絡(1名、コロナ理由)(10) ・実習配属不可対応(2名、本人都合)(13) ・実習配属不可連絡(1名、コロナ理由)(14) ・配属施設(76施設)へ専任教員で手分けし、実習中止電話(17～30) ・実習配属辞退対応(2名、本人都合)(20)
5月	・緊急事態宣言期間延長(4) ・39県緊急事態解除宣言(14) ・緊急事態宣言区域変更(21) ・全国で緊急事態解除宣言(25) ・月間全国新規感染者 2,488 人 ・新潟県新規感染者数7人	・厚・文：遠隔授業留意点・実習等の弾力的対応等通知(1) ・厚・文：教育研究活動実施留意事項通知(15) ・ソ：養成対応事務連絡(26)	・大：新型コロナウイルス感染拡大防止のための教職員行動指針策定(危機管理レベル4(緊急事態)指定)、前期授業の全てを遠隔授業で実施を決定(1) ・大：休校解除、前期授業開始(遠隔授業)(7) ・大：危機管理レベル4(緊急事態)からレベル3(要警戒)に移行(7) ・大：ブルーライトアップを実施(14)	・第1段階実習(9月末まで)の「実習中止文書」作成と76施設へ発送(8) ・実習配属不可連絡(2名、コロナ理由)対応(15)
6月	・COCOA アプリリリース(19) ・月間全国新規感染者 1,748 人 ・新潟県新規感染者数1人	・厚・文：養成施設等対応の通知(1)	・大：危機管理レベル3(要警戒)からレベル2(警戒)に移行(1) ・大：代替実習プログラム(案)と担当を委員会にて提示(11) ・大：対面授業を部分的に開始	・実習代替に伴う動画撮影依頼(12～20)
7月	・Go To トラベル事業開始(22) ・月間全国新規感染者 17,367 人 ・新潟県新規感染者数27人	・ソ：第2次緊急調査結果速報(25) ・ソ：情報提供フォーム設置(25) ・厚・文：後期・次年度授業の留意点通知(27)	・大：危機管理レベル2(警戒)からレベル1(注意)に移行(1) ・大：入校制限7/1版を周知(1) ・大：実習代替プログラム1(「社会福祉士の職場」を学ぶ)(13～29) ・大：実習代替プログラム2(「地域支援」を学ぶ)(20～26) ・大：実習代替プログラム3(「連携・ネットワーク」を学ぶ)(27～8/2)	・※2020年度「社会福祉援助技術現場実習」に関するお願い(事務連絡)、「新型コロナウイルス感染対策学外実習における感染対策ガイドライン」を策定し、「青陵大学の実習に関する感染対策回答書」79施設へ発送し、受入状況確認(20) ・第1段階実習を代替実習(プログラム1～5)にて開始(13)
8月	・月間全国新規感染者 32,000 人 ・新潟県新規感染者数32人		・大：前期授業期間、原則遠隔授業(12まで) ・大：2020年度後期授業の実施方針周知(学生を2つのグループに分け、入校制限の上、対面授業を実施)(6) ・大：危機管理レベル変更(レベル1を1-1、1-2に細分化)(19) ・大：実習代替プログラム4(「個別支援」を学ぶ)(3～9) ・大：実習代替プログラム5(「権利擁護」を学ぶ)(10～16) ・大：実習代替プログラム6(「ふりかえり」)(17～21) ・大：後期授業計画を公表(対面授業は2グループに分けて実施予定)(31)	・感染対策回答書〆切期限、とりまとめ業務(10～27) ・実習配属辞退対応(2名、本人都合)(3) ・実習配属再調整4名分の書類※1発送(20) ・実習配属再調整13施設分の再配属依頼文書発送(25) ・実習配属再調整1名分の書類※1発送(26) ・施設紹介資料作成のお礼文書7施設へ発送(26)
9月	・月間全国新規感染者 15,091 人 ・新潟県新規感染者数27人		・大：危機管理レベル1-2(注意)から1-1(注意)に移行(1) ・大：後期授業に向けた大学・短大学部FD研修会を実施(総論)(10) ・大：青空祭(学園祭)を中止することを決定(16) ・大：オンライン研修会を実施(ZOOM、Google Classroom基本操作等)	・「学外実習実施計画書」を教務を通じて感染対策委員会へ提出(1) ・「学外実習実施計画書」の承認を得る(15)
10月	・月間全国新規感染者 17,583 人 ・新潟県新規感染者数14人	・厚・文：後期授業と感染防止対策通知(15) ・ソ：第3次緊急調査結果速報(29) ・ソ：実習代替オンライン集会(29)	・大：後期授業開始(1) ・大：2グループに分けて対面授業開始(8) ・大：新入生歓迎会を11月1日まで開催(青空祭の代替イベント)(30)	・第2段階実習開始(時期ズレ)(2) ・第2段階実習開始(標準期間)(5) ・第2段階実習終了(標準期間)(21)
11月	・月間全国新規感染者 47,132 人 ・新潟県新規感染者数148人 ・新潟県が新型コロナウイルス感染症に関する「注意報」を発令(11) ・新潟市内で大規模クラスターが発生(17)			・第2段階実習終了(時期ズレ)(26)
12月	・月間全国新規感染者 85,891 人 ・新潟県新規感染者数209人 ・新潟県が新型コロナウイルス感染症に関する「警戒」を発令(17)		・大：危機管理レベル1-1(注意)から1-2(注意)に移行(17)	・実習報告会(24)

助実習を学内での代替実習へ切替えるための判断材料となった。

ソ教連からは、その他ポータルサイトの作成、会員校を対象としたコロナ禍による影響調査、実習中止に伴う実習代替プログラムに関する緊急オンライン集会など、2020年度の実習のあり方を検討するにあたっての基礎情報が得ることができた。

3) 新潟青陵大学の相談援助実習・実習指導の実施状況

本学の運営および授業実施方針に基づき、2020年度前期は約1カ月遅れで、全面遠隔での授業が開始された。

本学における相談援助実習は、臨床心理学科と社会福祉学科の3つのコースの異なる4課程の約100名が、通常時6月と10月に12日間ずつの分散型実習で合計24日間の現場実習を行っている。教育課程が異なる実習生が、ともに相談援助実習および1年半に渡る実習指導で学んでいるため、筆者は半期間は約200名におよぶ実習生に対する実習運営と配属業務を行っているのが現状である。

コロナ禍により、本学の2020年度の相談援助実習は、9月末までの現場実習を中止し、配属実習該当者の89名全員が、学内において12日間の代替実習を行った。2019年10月に確認した受入可能人数枠内での実習配属を行い、2020年1月末に実習配属施設へ実習受入依頼文書を送付し、2月末を承諾書の締切期日とした。この際、コロナとは関係なく、実習指導者^{注1)}の他部署への異動や退職などの理由から、実習できなくなった実習生が5名生じた。

相談援助実習指導の授業実施方法について、2020年度前期はZoomやオンデマンド形式を用いて全面遠隔授業を行った。2020年度後期授業からはハイブリッド授業を行い、学生を2グループに分け、授業週毎に登校するグループを入れ替えることによって、キャンパスでの密集対策を講じた。さらに、配属実習時

における実習巡回・帰校指導は2020年度後期から、原則、Zoomや電話等の遠隔で行った。なお、この授業スタイルは2022年度前期授業終了時まで継続した。

4) 実習配属業務

これまで対面授業が当たり前であった授業形態は、コロナ禍ではICTの活用を前提とした遠隔授業での運営が求められ、ICTの不慣れな非常勤講師の退任にまで影響を及ぼした。このことに伴い、8名の実習生が担当教員の組替えを余儀なくされ、実習生へも影響が及んだ。

前述の通り、2020年6月の現場実習を中止し代替実習の判断がなされた4月末には、配属施設全てへ現場実習中止の連絡を行った。それまでの間に、コロナ等を理由として11名の実習生が実習を行えない状況となり、それに伴うマニュアル作成や対応を行った。一方で、4～8月上旬までの間に、実習生6名の進路変更等、本人都合による配属取り止め対応を行なった。実習生全員の現場実習中止による代替実習への切替えは、全実習配属施設へ電話による実習中止判断の連絡の他、文書作成と発送業務が生じた。10月の相談援助実習は従来通りの現場実習を行うこととし、実習中止の申し出を受けた施設に配属されていた実習生について、実習受入れ可能な施設探しから、再度実習配属業務を行った。さらに、受入予定76施設に対し、10月以降の受入れについて、本学の現場実習感染対策の周知と共に、施設における感染対策の状況と受入れ方針の確認を行った。本学では感染対策委員会より現場実習を行うための承認を得る必要がある。そのため、実習施設の感染対策と受入方針について実習配属先の施設に確認を行い、その回答書を基に現場実習受入れの承認を得てから、現場実習を行った。なお、2021年度および2022年度も同様に、実習配属施設には感染対策および実習受入れ方針を文書で確認し、現場実習計画書を感染対策委員会へ提出

し、承認を得てから、相談援助実習の全規定時間の現場実習を行っている。

2. コロナ発生前後3年間の実習配属状況

1) 実習配属状況について

2017～2022年度の「本学登録施設数」「実習生数（依頼時）」「配属施設数」「実習生配属人数（延べ人数）」を調べ、コロナ発生前後3年間の平均を求め、比較表を作成した（表2）。

「本学登録施設数」について、2017年度の249施設から2022年度303施設と54施設にもおよぶ新規施設追加を行っている。「実習生数」はコロナ発生前後の各平均で95名から97名とあまり変化はみられなかった。「実習配属施設数」の平均が68施設から76施設へと増加している。「実習生配属人数」は98名から99名とあまり変化はみられなかった。このことから、コロナ禍により1施設当たりの受入人数が減少したと仮定し、追加の調査を行った。2020～2022年度の受入枠の減少施設について数えた結果、受入人数が減少している施設数が35施設あった。その内、実習指導者在籍施設で受入人数が減少している施設は16施設あった。これらのことから、相関関係は不明

であるものの、コロナ禍は複数人数の実習受入へも影響を与えていると推測される。

2) 実習受入れ可能人数枠の状況について

本学では、2019年度以降、実習受入可能人数枠の確認業務を基に実習配属を行っている。本学登録施設全てに翌年度の実習受入可能人数の確認を行い、実習生には実習受入れ可能な施設をGoogle classroomに掲示している。受入れ条件は各施設により異なるため、実習生には受入れ条件等も提示し、その中から100名に及ぶ実習生に第4希望まで実習配属希望調査を行い、実習配属を行っている。なお、2021年度および2022年度実習受入れ可能枠の確認においては、本学の感染対策マニュアルを提示した上で各登録施設がコロナ禍での受入を想定し「受入可能」と回答した施設に対し、実習配属依頼を行っている。

このため、2020～2022年度実習の「本学登録実習施設」「実習指導者在籍施設」「実習受入れ可能施設」「登録実習施設に対する実習指導者在籍率」「登録実習施設に対する実習受入れ可能率」「実習指導者在籍施設に対する実習受入れ可能率」を調べ、比較表を作成した（表3）。

表2. コロナ発生前後3年間の実習配属状況

年度	コロナ発生前				コロナ発生後			
	2017年	2018年	2019年	3年平均	2020年	2021年	2022年	3年平均
本学登録施設数	249	256	267	257	292	291	303	295
実習生数(依頼時)	90	102	94	95	95	102	94	97
配属施設数	67	66	72	68	76	77	74	76
実習生配属人数(延べ人数)	90	107	98	98	96	104	98	99

表3. 実習受入れ可能人数枠の比較

	2020年度実習枠	2021年度実習枠	2022年度実習枠	3年の平均値
実習可能人数枠確認期日	2019/10/1～10/18	2020/10/1～10/16	2020/10/1～10/15	
本学登録実習施設(a)	292	291	303	295
実習指導者在籍施設(b)	131	202	205	179
実習受入れ可能施設(c)	117	193	165	158
登録実習施設に対する実習指導者在籍率(b/a)	45%	69%	68%	61%
登録実習施設に対する実習受入れ可能率(c/a)	40%	66%	54%	54%
実習指導者在籍施設に対する実習受入れ可能率(c/b)	89%	96%	80%	88%

2020～2022年度の3年間の平均値における「本学登録の実習施設(a)」は295施設、「実習指導者在籍施設(b)」は179施設、「実習受入可能施設(c)」は158施設、「登録実習施設に対する実習指導者在籍率(b/a)」は61%、「登録実習施設に対する実習受入れ可能率(c/a)」は54%、「実習指導者在籍施設に対する実習受入れ可能率(c/b)」は88%であった。

相談援助実習は、実習指導者在籍施設のみ実習が認められるため、配属時には実習指導者の在籍確認が必要となる。退職や異動から登録施設の61%しか実習指導者が在籍しておらず、本学登録実習施設のうち、実習受入れが可能な施設は54%であることが明らかとなった。また、実習指導者が在籍していても、7%が実習受入不可であった。

3) 配属施設状況

施設種別ごとのコロナ発生前(2017～2019年度)とコロナ発生後(2020～2022年度)の「平均配属施設数」「平均配属施設割合」「平

均配属人数」「平均配属人数割合」および2022年度の本学「登録施設数」「施設割合」を調べ、比較表を作成した(表4)。

コロナ発生前後で変化のあった施設について、入所系施設は減少傾向にあり、通所系施設は変化なし、もしくは微増していた。特に変化の見られた入所系施設について、特別養護老人ホームは19%から13%、障害者支援施設は8%から7%、医療型児童発達支援事業所は3%から1%とコロナ発生前より減少していた。通所系施設について、老人デイサービスセンターは7%から8%、地域包括支援センターは3%から7%と増加しており、障害者福祉サービス事業所は22%から22%と変化が見られなかった。

その他、2022年度の本学登録施設種別の割合では、高齢者施設(特別養護老人ホーム、ケアハウス・軽費老人ホーム、老人短期入所施設、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護、地域包

表4. コロナ発生前後3年間の配属施設状況と2022年登録施設数

	コロナ発生前(2017～2019年度)				コロナ発生後(2020～2022年度)				2022年度	
	平均配属施設数	平均配属施設割合	平均配属人数	平均配属人数割合	平均配属施設数	平均配属施設割合	平均配属人数	平均配属人数割合	登録施設数	施設割合
児童相談所	3	4%	4	4%	4	5%	5	5%	4	1%
福祉事務所	1	2%	3	3%	1	1%	1	1%	6	2%
市町村社会福祉協議会	9	13%	14	14%	10	14%	19	19%	18	6%
特別養護老人ホーム	15	22%	19	19%	11	15%	13	13%	68	22%
ケアハウス、軽費老人ホーム	1	1%	1	1%	0	0%	0	0%	6	2%
老人短期入所施設	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%
老人デイサービスセンター	5	7%	7	7%	7	9%	9	9%	58	19%
介護老人保健施設	1	2%	2	2%	1	1%	1	1%	8	3%
老人居宅介護事業	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	4	1%
小規模多機能型居宅介護	1	1%	1	1%	1	1%	2	2%	5	2%
地域包括支援センター	3	4%	3	3%	7	9%	7	7%	18	6%
共同生活援助事業	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%
障害者支援施設	6	8%	8	8%	5	6%	7	7%	27	9%
障害福祉サービス事業所	13	19%	22	22%	17	22%	22	22%	48	16%
地域活動支援センター	1	1%	1	1%	0	0%	0	0%	4	1%
相談支援事業所	2	2%	2	2%	3	4%	3	3%	9	3%
児童養護施設	3	4%	3	3%	3	4%	4	4%	5	2%
医療型児童発達支援事業所	1	2%	3	3%	1	1%	1	1%	2	1%
病院	1	1%	1	1%	2	3%	2	2%	4	1%
その他*	3	5%	5	5%	4	5%	4	4%	6	2%
合計	68	100%	98	100%	76	100%	99	100%	303	100%

* その他(養護老人ホーム/乳児院/児童自立支援施設/生活困窮者自立支援事業/地域生活定着支援センター/独立型社会福祉士事務所)

括支援センター)が56%を占めている。また、入院・入所施設(特別養護老人ホーム、ケアハウス・軽費老人ホーム、老人短期入所施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、障害者支援施設、乳児院、児童自立支援施設、児童養護施設、医療型児童発達支援事業所、病院)が40%を占めている。

3. コロナ発生前後3年間の実習を行えなくなった実習生状況の把握

1) 実習配属状況

コロナ発生前後3年間の実習が行えなくなった実習生の実習配属状況について、「実習生数(依頼時)」「実習生数(実習終了時)」「実習が行えなくなった実習生数」(内、コロナを理由に実習が行えなくなり、再配属を行った人数)、「実習辞退(本人理由)」「再配属人数」を調べ、比較表を作成した(表5)。

2017～2019年度のコロナ発生前と2020～2022年度のコロナ発生後のそれぞれ3年間の平均値における「実習生数(依頼時)」は95名から97名とほぼ変化が見られなかった。「実習生数(実習終了時)」は90名から92名となっており、それぞれ5名の減少であることから、こちらも変化が見られなかった。「実習が行えなくなった実習生数」は7名から14名と増加している。内、「コロナの理由で実習を行えなくなり、再配属を行った人数」は平均7名となっており、半数以上がコロナ禍を理由に実習を行うことができなくなっていた。「実習辞退(本人理由)」はどちらも5名で変わらず、本人理由での辞退はコロナ禍の影響を受けていない。「再配属人数」は2名から

8名増加して、10名となっていた。

2) 配属施設状況

コロナ発生前後3年間の実習が行えなくなった実習生の配属施設状況について、「配属施設種別」ごとに調べ、比較表を作成した(表6)。

コロナ発生前後で変化のあった施設について、入所系施設は増加傾向にあり、通所系施設も微増もしくは変化がなかった。変化が見られた入所系施設について、特別養護老人ホームが3名から9名と増加しており、内、コロナの理由は5名と56%を占めていた。障害者支援施設は2名から5名と増加しており、内、コロナの理由は3名と60%を占めていた。医療型児童発達支援事業所は0名から2名と増加しており、内、全員がコロナの理由であった。あまり変化がなかった通所系施設について、老人デイサービスセンターは5名から5名と変化がなかったが、コロナの理由は4名と80%を占めていた。地域包括支援センターは0名から3名と増加しており、内、コロナの理由は2名と67%を占めていた。障害者福祉サービス事業所は4名から4名と変化がなく、コロナの理由はなかった。全体として、コロナ発生前後で実習を行うことができなくなった実習生が21名から43名と増加していた。

4. その他事務処理業務の増加

コロナ発生後に増加した事務処理業務について把握するため、表立ったものとして特徴的な「PCR検査」のみ調べ、比較表を作成した(表7)。

コロナ禍での実習を行うにあたり、本学の

表5. コロナ発生前後3年間の実習が行えなくなった実習生の実習配属状況

年度	コロナ発生前				コロナ発生後			
	2017年	2018年	2019年	3年平均	2020年	2021年	2022年	3年平均
実習生数(依頼時)	90	102	94	95	95	102	94	97
実習生数(実習終了時)	82	101	88	90	89	95	93	92
実習が行えなくなった実習生数	9	4	8	7	13	21	11	15
内、コロナによる再配属人数	0	0	0	0	7	9	6	7
実習辞退(本人理由)	8	1	6	5	6	7	1	5
再配属人数	1	3	2	2	7	14	10	10

感染対策にご理解いただいた上で、実習受け入れ可否についての回答を得る。その回答を基に、PCR検査の必要性や郵送物の配布など、多岐にわたり個別対応が必要となる。PCR検査を例にあげると、各実習施設にPCR検査の必要有無を実習受入れ回答書に記載してもらう。施設により対応が異なる上、長岡市や燕市は補助制度があるが要件が異なる。これらの対応を含め、検査前後に実習生や担当教員へ連絡し、実習先とすり合わせ、対面配布から郵送配布への切替など、PCR検査にまつわる業務も多く発生する。また、2022年度は実習および直接事前訪問に行く際、「実習先の求めがなくとも、可能な限り実習前に無料の検査を受けること」となり、Google classroom

を使用した実習生全体への指導に加え、実習担当教員の個別指導により、事前に無料でPCR検査を行った後に事前訪問や現場実習を行うなど、業務量も増加した。

その他の業務内容として、コロナ禍を影響とした感染対策に関する文書の作成や印刷作業、発送作業、回答を求めるために送られてきた書類の整理と担当教員および実習生への電話やメール連絡、実習生への指導も行われた。これらの業務量を表に数値化することができないが、業務量の増加とともに精神的にも大きな負担となっていた。

表6. コロナ発生前後3年間の実習が行えなくなった実習生の配属施設状況

	コロナ発生前(2017～2019年度)		コロナ発生後(2020～2022年度)			
	取止め合計	取止め割合	取止め合計	取止め割合	内、コロナ	内、コロナ割合
児童相談所	2	10%	0	0%	0	
福祉事務所	0	0%	0	0%	0	
市町村社会福祉協議会	0	0%	4	9%	1	25%
特別養護老人ホーム	3	14%	9	21%	5	56%
ケアハウス、軽費老人ホーム	0	0%	0	0%	0	
老人短期入所施設	1	5%	0	0%	0	
老人デイサービスセンター	6	29%	5	12%	4	80%
介護老人保健施設	0	0%	1	2%	0	0%
老人居宅介護事業	0	0%	1	2%	1	100%
小規模多機能型居宅介護	0	0%	0	0%	0	
地域包括支援センター	0	0%	3	7%	2	67%
共同生活援助事業	0	0%	1	2%	0	0%
障害者支援施設	2	10%	5	12%	3	60%
障害福祉サービス事業所	4	19%	4	9%	0	0%
地域活動支援センター	0	0%	2	5%	0	0%
相談支援事業所	2	10%	2	5%	0	0%
児童養護施設	1	5%	1	2%	1	100%
医療型児童発達支援事業所	0	0%	4	9%	4	100%
病院	0	0%	1	2%	1	100%
その他*	0	0%	0	0%	0	
合計	21	100%	43	100%	22	49%

* その他(養護老人ホーム/乳児院/児童自立支援施設/生活困窮者自立支援事業/地域生活定着支援センター/独立型社会福祉士事務所)

表7. 2020～2022年度 実習PCR検査実施件数

	2020年度				2021年度				2022年度					
	人数	持出検査数	燕・長岡	検査率	人数	持出検査数	燕・長岡	検査率	人数	持出検査数	燕・長岡	検査率	無料検査	検査指導率
社会福祉援助技術現場実習(6月)	95		代替実習		102	6	1	7%	94	4	0	4%	90	100%
社会福祉援助技術現場実習(10月)	89	0	0	0%	100	16	0	16%	92	4	0	4%	88	100%
(実施済み)社福実習 小計	184	0	0	0%	202	22	1	11%	186	8	0	4%	178	100%

IV. 考察

相談援助実習は、「相談援助にかかる知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する」「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握など、総合的に対応できる能力を習得する」「関連分野の専門職との連携の在り方及びその具体的内容を実践的に理解する」ことを目的としている⁹⁾。このことから、コロナ禍においても、できる限り現場において実際の支援等に携わる配属実習が基本となる。実習生が実践現場で実際の支援を行い専門性を獲得できるよう、できる限り従来の実習環境を目指し、現場実習の実習配属業務を行ってきた。

今回の研究では、まず、2020年度相談援助実習の配属をめぐる状況（表1）について時系列に整理した結果、実習配属業務は、新潟県に緊急事態宣言が出された直後から、実習受入れ不可の連絡を複数受け、再配属調整業務に追われた。さらに、実習生全員を代替実習へ切替えたことから、関連業務が様々発生するなど、コロナ禍の影響を受けやすいことが明らかとなった。次に、コロナ発生前後3年間の実習配属状況（表2）やコロナ禍の影響による施設種別（表4）、実習が行えなくなった実習生の状況（表5、6）を比較することで、実習中止数の増加による再配属人数の増加や実習施設の配属先が限られる等、コロナ禍は実習配属業務に影響を与えていた。一方で、実習生の本人都合による辞退数に変更がなく（表5）、実習生個人へはあまり影響を与えていなかった。このことから、コロナ禍における実習生への配属調整や感染対策のあり方は、現状を維持することが望ましいと考える。また、本学施設の登録状況と実習受入可能人数枠を比較（表3）から、コロナ禍以外にも、施設の受入環境や実習指導者の退任・異動により、受け入れ人数は大きく影

響を受けていた。

実習配属業務は、状況に応じて臨機応変な対応が求められることから、業務内容への変化が生じ、既存業務の増加や新しい業務が発生することに繋がっていた。これらのことから見えてきた実習配属業務遂行上の課題について、考察を加える。

1. 実習配属業務遂行上の課題①「受入れ可能人数の制限」

そもそも配属可能な施設には限りがある。その理由として、厚生労働省の実習施設等告示に定められている指定種別の施設¹⁰⁾ かつ、社会福祉士養成施設の設置者が実習施設として厚生労働省への届出・登録済みの施設で行った実習のみ、社会福祉士養成教育における現場実習として認められる。また、2007年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正より、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、相談援助実習の充実・強化の一環として、実習指導者に資格要件が義務付けられている。つまり、相談援助実習を行う施設および実習指導者ともに、厚生労働省へ登録していることが実習受入れの条件となり、相談援助実習として認められるのである。その一方で、実習指導者が在籍していても、実習受入可能な環境づくりには、実習指導者のみならず施設内の受入れ体制を整えてもらう必要がある。特に相談援助実習の配属先では、高齢者や基礎疾患を有する者等と接触する実習が多く、重症化しやすい利用者への感染リスクを避ける必要がある。部外者の受入を軟化させた施設においても、いわゆる三密（密閉・密集・密接）を避ける必要があり、人数制限が行われる中で、コロナ発生前は同時受入が可能であった施設でも、社会状況の変化に影響を受け、実習生の複数人数の受入が困難となっていることが推測された。

実習受入可能枠（表3）の比較から、3年平均の実習受入れは登録施設の54%にとどまっており、実習指導者および実習施設の受入

体制によって実習受入れ可能人数が決まり、社会情勢や施設環境が大きく影響していた。

本学では、新カリキュラム実習に対応すべく、表2の通り、2017から2022年度までに54施設の新規施設を追加登録してきた。このことで、1学年100名程度にもおよぶ実習生を度重なる再調整の中、全員、現場実習へ配属できた。実習施設を増加することで、事務作業や施設管理の面で負担が大きくなる。しかし、実習配属を円滑に行うためには、既存の施設管理に加え、流動的な施設環境を理解した上で、社会情勢の先読みに応じた新規施設追加業務も必要である。登録施設の管理と実習受入状況の把握については、実習配属前に実習施設の受入状況を各施設に確認を行い、実習配属業務を行うことが重要といえる。

2. 実習配属業務遂行上の課題②「緊急対応の増加と実習配属業務量の増大」

コロナ発生前後で実習を行うことができなくなった実習生（表5）は、21名から43名へとコロナ禍により22名増加していた。実習配属施設種別（表6）でみると、特に入所系で増加していた。実習を行うことができなくなった実習配属施設種別の中でも、重症化リスクの高い高齢者施設と入所施設が集団感染となった場合の影響が大きい。本学の登録施設構成（表4）の影響も大きく、2022年度における登録施設割合として、高齢者施設が56%、入院・入所施設が40%を占めている。重症化リスクが大きい施設における実習ほど、実習中止の判断に繋がったと推測される。

コロナ禍においては、先の見通しが立て辛い。本学では、2021年度から事前にコロナ禍を想定して実習受入枠の確認を行い、受入可能と回答を得た施設に対してのみ配属を行っている。しかし、実習受入枠の確認時点では実習受入が可能であっても、実習受入れ時期の施設環境や実習期間が差し迫る中で社会情勢が変化し、実習直前に受入困難な状況が生じ、実習を行えなくなるケースもあった。こ

のような場合、実習配属施設は、実習期間の延期か実習中止かの判断で迷うこととなる。2020年度はこの時点で実習中止の判断を下す施設が多かったが、2022年度は延期の判断を下す施設が多くなり、この2年間でコロナ禍における施設の受入れ体制の変化も軟化していると実感している。受入不可に限らず、受入実習期間の延期を判断した場合も、実習生の学業・卒業スケジュールなどの関係から、やむを得ず別施設への配属をせざるを得ない状況もみられる。これらのことから、コロナ禍を理由に実習中止となった実習の再配属業務は、短期間に受入可能施設を探し、受入依頼や関係各所との連絡調整、書類の作成と事務処理業務を行う必要に迫られる。緊急対応かつ個別対応が求められることから、業務内容の複雑化に繋がっていた。さらに、実習の再配属は、事前学習や実習計画書作成のやり直しが必要となり、実習指導時間の増大に伴うことから、実習生への影響も大きい。実習生への配慮事項も多くなり、通常の実習業務以上に緊急性かつ柔軟な対応が求められるため、教員や実習生への連絡調整業務も増加していた。

V. まとめ

相談援助実習は施設の受入環境で実習受入人数が左右されるため、コロナの影響を受けやすい。コロナ禍で生じた実習配属業務は、実習業務の氷山の一角であるが、コロナ禍は、実習中止による緊急対応や業務量を増大させ、本来業務にも多大な影響を与えた。

しかし、コロナ禍であっても実習生全員が現場実習を行うことができた。その理由の一つとして、2022年度から開始された新カリキュラムへの事前の準備を行っていたことがあげられる。新カリキュラムでは、機能の異なる複数個所の実習が規定され、従来の1か所から複数個所での現場実習が必要となり、実

習配属業務は単純に2倍以上に増加した。特に、本学ではカリキュラム改正年度は新旧カリキュラムが同時並行で行われ、配属業務が複雑化し、大きな負担となっている。一方で新カリキュラム改正後の現場実習を見越し、2019年度より既存施設の掘起しに加え、精力的に新規施設開拓も行ってきた。こうした先を見越した日々の業務の積重ねが、コロナ禍において功を奏していた。さらに、新潟県社会福祉士会、新潟県医療ソーシャルワーカー協会、新潟県介護支援専門員協会などの専門職団体や教員が日ごろから行っているフィールドワーク活動によって培われたネットワークがあったからこそ、コロナ禍といった苦境においても実習配属業務を可能なものとしたと考える。このような教員が保有する人的なネットワークが実習配属にとって重要となる。コロナ禍のような非常事態時の実習配属業務において、有機的なネットワーク²⁾が今まで以上に欠かせず、より強固なものとするための取り組みが必要であろう。今後のソーシャルワーカー養成教育における実習配属業務は、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク人材¹¹⁾を地域で育てるためのプラットフォーム¹²⁾において取組むべき項目のひとつであると考え。今後のソーシャルワーカー養成教育を行うにあたり、人材や学習環境への補強とアプローチとして、養成校としての実習指導者養成や実習指導者フォローアップ研修への協働¹³⁾、実習生と複数の現場や実習指導者を有機的につなぐためのICTの活用などが必要であろう。実習配属業務を行うにあたり、社会情勢を読みながら、有機的なネットワークとICTを活用し、学習環境を整えとともに、今後の「教育と実践」の一体的展開に寄与できるよう努めていきたい。

文献

- 注1)実習指導者には資格要件が課されており、社会福祉士資格取得後3年以上の相談援助業務があり、社会福祉士実習指導者講習会の受講が義務付けられている。
- 1)小久保志乃.新型コロナウイルス感染症拡大における相談援助実習代替プログラムの成果と課題—実習生自己評価結果をもとに—.新潟青陵学会誌. 2022; 15(2): 24-35.
 - 2)茶屋道拓哉, 山下利恵子, 有村玲香, 大山朝子, 高橋信行. COVID-19流行下におけるソーシャルワーク実習の模索①～学内代替実習の検討プロセスに着目して～. 鹿児島国際大学福祉社会学部論集. 2020; 39(3): 11-20.
 - 3)齋藤敏靖.「コロナ禍」における精神保健福祉士・社会福祉士実習. 日本デイケア学会誌. 2020(2); 152-156.
 - 4)高橋昌子. 社会人学生に対する新型コロナウイルス禍での相談援助実習指導. 神戸親和女子大学福祉臨床学科紀要. 2022; 19: 11-21.
 - 5)石附敬, 清水冬樹. 新型コロナウイルス感染拡大期に代替として実施したオンラインを中心とした相談援助実習(学内実習)の教育効果. 東北福祉大学紀要. 2022; 46: 1-15.
 - 6)文部科学省・厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について(事務連絡令和2年2月28日).
<<https://www.mhlw.go.jp/content/000605026.pdf>>2022年6月29日.
 - 7)文部科学省・厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について(事務連絡令和2年6月1日).
<https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf>2022年6月29日.
 - 8)一般社団法人日本ソーシャルワーク教育

- 学校連盟. 新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士および精神保健福祉士養成教育に対する考えについて(会長声明)
<http://Jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200403jaswe_kaicho_seimei.pdf>. 2022年5月20日.
- 9) 文部科学省・厚生労働省. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について(平成20年3月28日19文科高第917号社援発第0328003号)
<<https://www.mhlw.go.jp/content/000604914.pdf>> 2022年6月29日.
- 10) 厚生労働省. 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号).
<<https://hourei.ndl.go.jp/simple/detail?lawId=0000074452¤t=-1>>. 2022年6月29日.
- 11) 小久保志乃, 三浦修, 李在億, 佐藤貴洋, 海老田大五朗, 田崎基, 古俣健, 小山弓子, 秋山詩織. 地域支援の展開に向けた社会福祉士の視点と役割に関する一考察—社会福祉士へのインタビューから—. 新潟青陵学会誌. 2021; 14(2): 22-33.
- 12) 小久保志乃, 三浦修, 李在億, 佐藤貴洋, 海老田大五朗, 田崎基, 古俣健, 小山弓子, 秋山詩織. ソーシャルワーク養成教育から見た新潟県社会福祉士会の研修のあり方に関する一考察. 新潟社会福祉士実践報告. 2021; 20: 37-43.
- 13) 小久保志乃. 社会福祉士実習指導者の指導力向上に資する研修のあり方に関する一考察—研究文献レビューとテキストマイニングによる内容分析を通して—. 新潟青陵学会誌. 2022; 15(1): 35-45.

司法・福祉専門職協働による NPO 法人の創設

—成年後見制度の現状と課題を踏まえて—

伊藤 裕輔¹⁾ 原田 宏一²⁾ 渡部 一知³⁾
寺口 祐司⁴⁾ 小澤 薫⁵⁾ 三浦 修⁶⁾ 李 在億⁶⁾

1) 胎内市社会福祉協議会

2) そらいろ法律事務所

3) 阿賀町役場

4) 新潟県社会福祉協議会

5) 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

6) 新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

Establishment of a Non-Profit Organization through Collaboration
between the Lawyer and Social Workers:
Based on the Current Situation and Issues of the Adult Guardianship System.

Yusuke Ito¹⁾ Koichi Harada²⁾ Kazutomo Watabe³⁾
Yuji Teraguchi⁴⁾ Kaoru Ozawa⁵⁾ Osamu Miura⁶⁾ Jaeuk Lee⁶⁾

1) Tainai City Social Welfare Council

2) Sorairo Law Office

3) Aga Town Office

4) Niigata Social Welfare Council

5) Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies,
University of Niigata Prefecture

6) Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare and Psychology,
Niigata Seiryō University

キーワード

権利擁護、成年後見制度、NPO法人こうけん新潟

Key words

Rights Protection, Adult Guardianship, Non-Profit Organization Kouken-Niigata

I 設立の背景

現代の日本では高齢化の進展が著しく、2025年（令和7年）には国民の5人に1人が75歳以上になる超高齢社会に突入する¹⁾。高齢者福祉の現場では、認知症高齢者の課題だけでなく、身寄りがいないなどのいわゆる身寄りなし問題^{注1)}といった社会的な課題の対応にも苦慮している。そのため、身寄りがいない人が介護施設や病院に入所、入院する際は

成年後見人の選任を求められる傾向が強い²⁾。

今後は、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の需要が一層高まっていくことが予想される。しかし、認知症高齢者と軽度認知障害者の総数の約1000万人³⁾に対して、2021年度（令和3年度）の成年後見制度^{注2)}の利用者数は僅か24万人であった（図1）。また、同制度は知的障害や精神障害により判断能力が低下した人も対象としているが、後見人の担い手不足や身上保護の視点などの課題も山

積している⁴⁾。

政府は成年後見制度の利用を促進するために、「成年後見制度の利用の促進に関する法

律」^{注3)}を制定し、2016（平成28年）に施行した。その成果もあってか、2017年（平成29年）以降の利用件数と申立件数は、再度増加

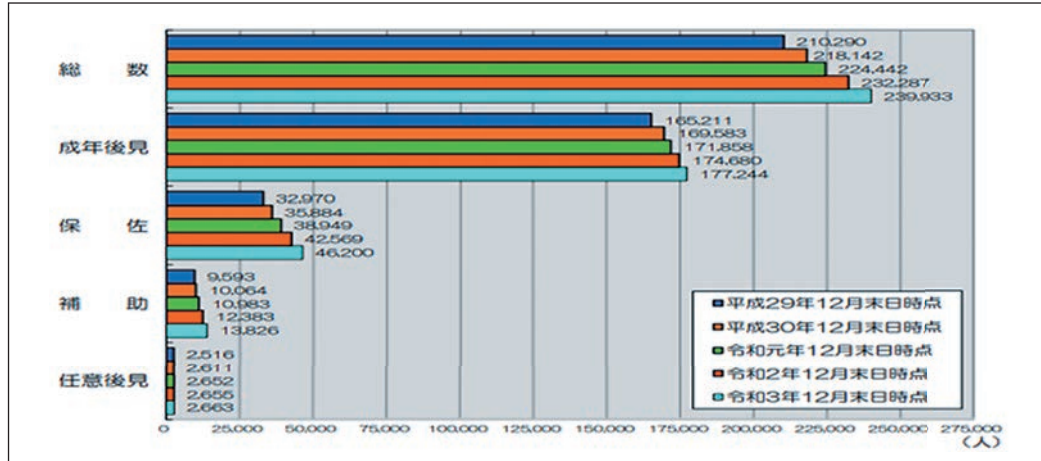


図1 成年後見制度の利用件数の推移

出典：最高裁判所事務総局家庭局HP 成年後見関係事件概況令和3年から1月まで

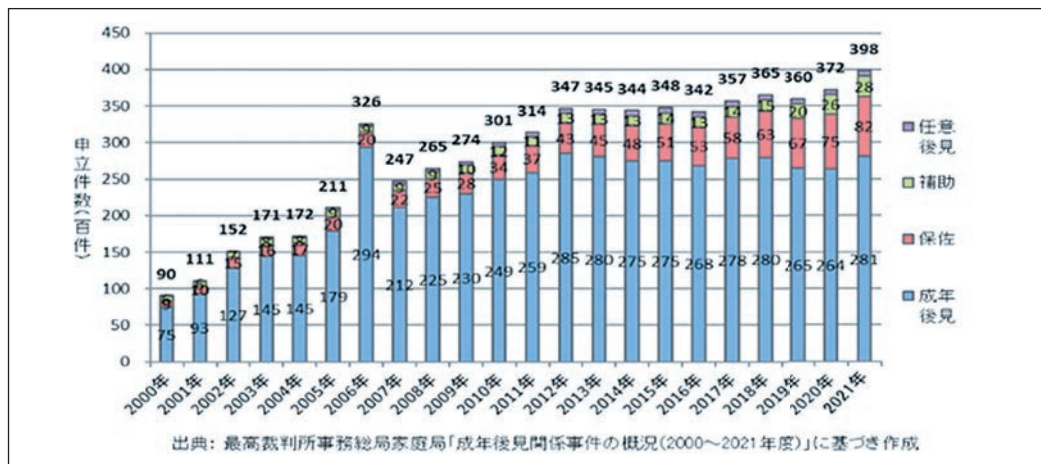


図2 後見等開始の審判の申立件数の推移

出典：東京大学教育学研究科生涯学習論研究室＋地域後見推進センターより

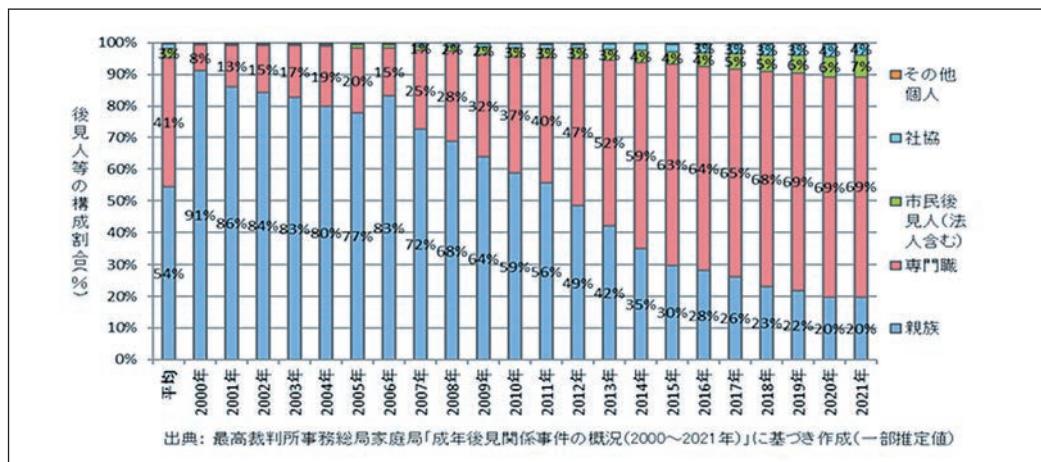


図3 後見人等の選任者数(業態別)の構成割合の推移

出典：東京大学教育学研究科生涯学習論研究室＋地域後見推進センターより

したもの、その数は十分とは言えない（図1，図2）。

後見人の担い手不足も喫緊の課題である。制度開始以降は、親族が後見人に選任されている割合が9割を占めていたが、年々その割合は低下し、2021年度（令和3年度）には20%となっている（図3）。その原因として、親族がいない、または親族による適切な支援が望めないなどといった、身寄りなし問題の顕在化が挙げられる。その他に、親族後見人による財産の横領等の不祥事の発生が挙げられる⁵⁾。こうした問題を背景として、家庭裁判所では専門職を選任する傾向が強まっている。2013年（平成25年）には、専門職が親族の選任数をついに上回り、2021年度（令和3年度）においては専門職が選任された割合は約8割にまで上る。家庭裁判所が主に選任する専門職は、司法書士（30%）、弁護士（21%）、社会福祉士（15%）である。類型別でも、補助類型と保佐類型の数も年々増加しており、専門職には身上保護を中心とした支援が期待されている。しかし、専門職がひとりで受任できる件数には限界がある。多数の案件を抱えてしまうと本人の意思確認や日頃の生活状況に関する把握が困難になるおそ

れがある。現に、2022年（令和4年）3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進法基本計画では、後見人による財産管理の偏重や後見人が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり利用者の不安や不満につながっているといった指摘がなされている⁶⁾。上山泰も、成年後見人等は、常に利用者の心身や生活の状態の安定や向上について配慮しながら活動しなければならない、単なる財産保全管理だけの支援は旧来型の制度と何ら変わりがないと言及していたが⁷⁾、今日においても課題は変わっていない。

本稿では、このような成年後見制度の現状と課題を踏まえて、2022年（令和4年）8月に設立されたNPO法人「こうけん新潟」の法人化プロセスの省察を通じて、司法・福祉系NPOによる権利擁護実践の方向性と課題について考察することを目的とした。なお、本稿は、実在する公的に認証されたNPO法人「こうけん新潟」の設立の背景、経過、今後の展望について記述するものであり、著者以外にも法人理事らの属性など個人情報を取り扱っている。そのため、倫理的配慮として、「ソーシャルサポートネットワーク」の幹事2人と「こうけん新潟」の構成員10人に、論

表1 NPO法人「こうけん新潟」の構成員の属性(2022年12月時点)

構成員	所属先	こうけん新潟の役職名	資格・役職等	家庭裁判所への名簿登録
原田 宏一	そらいろ法律事務所	代表理事	弁護士	有
切替 敦子	ケアプランセンター春	副代表理事	社会福祉士 介護支援専門員	有
渡部 一知	阿賀町役場	理事	社会福祉士 介護支援専門員	
寺口 祐司	新潟県社会福祉協議会	理事	社会福祉士	有
阿部 裕昭	介護老人保健施設入舟	理事	社会福祉士 介護支援専門員	
伊藤 裕輔	胎内市社会福祉協議会	理事	社会福祉士 介護支援専門員	可
小澤 薫	新潟県立大学	監事	准教授	
三浦 修	新潟青陵大学	監事	准教授	
梅川 望	西蒲中央病院		社会福祉士	
木村 静子	村上市役所		福祉課長	
小栗 宗春	なし		社会福祉士	有

文の目的、論文の公表による利益および不利益について口頭で説明し、同意を得ている。

Ⅱ 権利擁護分野における司法・福祉系NPO法人化プロセス

1. 「こうけん新潟」とは

「こうけん新潟」は、高齢者及び障害者等の人権を擁護するために弁護士と社会福祉士等が協働して法人後見等の事業を行い、個人の価値と自己決定を尊重できる人材を育成するとともに、共に生きる地域社会の実現を目指すことを目的として、2022年（令和4年）8月に設立されたNPO法人である。

弁護士事務所の弁護士、行政、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護老人保健施設に所属する社会福祉士や大学教員が構成員であり、表1に示したように、これまでの経験と専門性を発揮できるよう役割分担し、主に7つの事業（①法律や医療福祉に関する研修会等の企画、運営、②成年後見に関する相談、利用支援、申立書類等の作成支援、③成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の受任、④成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人の受任、⑤任意契約による医療、介護、福祉等の調整、⑥任意契約による財産管理、死後事務等の支援、⑦その他、目的を達成するための必要な事業）を中心とした活動を行っている。

なお、将来的には下越地域全域に活動範囲を拡大していく方針であるが、当面は、以下3つの理由から阿賀町の成年後見制度における人材不足や人材育成の面で私たちの専門性を発揮し、貢献できると考え、活動地域の範囲を阿賀町に設定している。

- ① 新潟県内で最も高齢化率が高いこと（令和3年7月1日時点50.4%）。
- ② 成年後見制度の首長申立事案が多いこ

と。

- ③ 阿賀町社会福祉協議会では法人後見を行っているが①と②の理由から対応しきれない可能性があること。

2. 法人格取得までのプロセス

「こうけん新潟」は、前身である「ソーシャルサポートネットワーク」という自主的な学習会での取り組み成果のもとに成り立っている。「こうけん新潟」が法人格を取得するまでのプロセスを下記4つのフェイズに区分し、それぞれのフェイズにおける特徴的な事柄を取り上げながら、法人化に向けたプロセスとして整理した。

フェイズ1：法人化に向けたコアメンバーによる議論

フェイズ2：地域での学習会から地域での実践へ

フェイズ3：法人格取得に向けた行政手続き

フェイズ4：「こうけん新潟」の方向性の策定

1) フェイズ1：法人化に向けたコアメンバーによる議論

「ソーシャルサポートネットワーク」のコアメンバー間で、法人格をもつことによってどのようなメリットがあるのか議論を重ねていった。まず、法人格を持つことによって、団体がいわゆる「権利能力の主体」となることができる。すなわち、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体名義での契約締結や土地の登記など、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができるようになるメリットがある。特に、NPO法人は自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点に大きな特徴があり、極めて透明性が高いため社会的信用を得やすいことに加え、行政連携も行いやすい。こう

したメリットを共通認識として持つことができた。

次に、第二期成年後見制度利用促進法基本計画が示している「成年後見人は財産管理に偏重している」、「対象者の意思決定支援や身上保護を重視していない」といった課題がコアメンバーの周囲でも散見されているとの意見が出た。こうした問題の背景には、成年後見人等の担い手が不足しているために一人の専門職に受任要請が集中してしまうことが要因として考えられる。そのため、①時間に余裕がなくなり定期的な面談が疎かになること、②被後見人等の日常生活や意思の確認が不十分になること、③成年後見人等の業務は財産の保全管理が中心といった誤解や印象を福祉関係者や被後見人等に与えてしまうこと、④病気や事故等の諸事情により、案件の途中で成年後見人の担当の交代を余儀なくされる可能性があること、⑤一人の専門職だけでは受任件数の限界があるとのリスクについても共有した。

こうした様々な課題を解決し、成年後見制度利用者一人ひとりへの支援を手厚くし、継続して安定した支援体制を構築することによって利用者本人の権利擁護を図るためには、団体による対応が必然と求められる。すなわち、上記課題に対する目的意識や本人支援に対する熱意を共有した専門職が集まって団体を組織し、それぞれの専門性や強みを活かした役割分担をすることで、継続して安定した権利擁護の体制作りが可能となる。そこで、当該要請に応えるべく、議論を重ねた結果、法人後見の母体となる法人の設立がコアメンバー全員の総意となった。法人設立においては、NPO法人や一般社団法人など複数の選択肢がある。NPO法人の設立手続には時間や手間暇が掛かるものの、上記のとおり、市民に開かれた団体という観点及び法人後見以外の地域貢献に関する活動も可能であるという観点から、NPO法人による活動が最善

の選択肢であると判断するに至った。

2) フェイズ2：地域での学習会から地域での実践へ

「こうけん新潟」では、事業を実施していく上での方向性として、「社会課題の解決にコミットし、かつ法人運営の持続可能性を目指す」「参画者それぞれの専門性の違いや、それぞれの活動拠点が離れている者が集う団体であることを踏まえ、まずは法人としての一体感を醸成するための短期目標を設定し、それをクリアしていくことを繰り返しながら、法人としても専門職としても成長していく」と定めた。

このように事業実施の方向性を定めた理由は、「ソーシャルサポートネットワーク」という自主学習会での取り組み成果によるところが大きい。「ソーシャルサポートネットワーク」は、2015年（平成27年）に、「こうけん新潟」の理事の一人（地域包括支援センター所属の社会福祉士）と同じ地域で働く社会福祉士らによって設立した任意団体である⁸⁾。2016年（平成28年）から2019年（平成31年）の間、4市町村で9回学習会を開催し、延べ315人が参加した。（表2）特に、第7回においては新潟県内外の学生（新潟青陵大学、新潟県立大学、国際子ども・福祉カレッジ、東北福祉大学）と阿賀町からのご支援のもと、「新潟水俣病」をテーマにフィールドワークを中心とした合宿形式の勉強会を企画した。多くの参加者にとってこの合宿が記憶に残ったようで、長年、社会福祉士として福祉現場の第一線に立ってきた参加者の小栗は、大学の研究者と地域がつながる大切さや学生に与える影響について言及している⁹⁾。そして、このような協働的な学びを通じて、ソーシャルワークへの関心が高まり、社会福祉士養成校で学ぶようになった者、あきらめていた国家試験受験に挑戦するようになった者、福祉現場に従事するようになった者など、熱意のある人材を育成できるようになった。このように、

人材育成を中心とした「ソーシャルサポートネットワーク」の地道な活動により、職種、地域、年代を超えたつながりを構築できた。さらには、専門性の探究にとどまらず、出会った仲間と共感し、その想いを紡ぎ、輪を広げていくピア・サポートの場としても機能できるようになったことが「ソーシャルサポートネットワーク」の最大の成果と考えている。

また、「ソーシャルサポートネットワーク」の学習会において、現代の社会問題を取り扱ったことも「こうけん新潟」の活動や事業の方向性を検討する際の重要な要素となった。地域包括支援センターでの相談が年々複雑化していることもあり、第8回と第9回では、「社会の歪み」に焦点をあて、「医療編」と「引きこもり編」をテーマに参加者と議論を行った。興味や関心が高かったのか、第8回の参加者は57人、第9回は32人であった。医療編のグループワークで参加者は、ACP^{注4)}の理解を示しつつも、「その人の意思是状況によって変化する。本当は丁寧に意思を確認したいが、ケアマネジャーの数は限られていて他の方への対応もある。」「国が求める内容と現場では大きな開きがある。時間も心にも余裕がないのが正直な感想です。」との意見が

聞かれた。引きこもり編では、「支援者の目線で引きこもりの人のライフコースを見ると介入のポイントは沢山あると思う。でも私と同じ地域に困っている人がいたら、その人が深刻な状況にいたら。私は声をかけられるだろうか。ふと考えてしまいました。」といった率直な思いが語られた。

また、第5回の学習会では、事例検討を通じて社会福祉士の相談援助について考察した。事例は、クライアントは飲酒と喫煙を好み、病状の悪化を心配した地域包括支援センターの職員の話は受け入れるが、行政の生活保護担当者と主治医の助言は受け入れないとの内容であった。グループワークでは、「生活保護担当者や主治医は自己決定を促しているつもりでも、表現が強いと命令になっているのではないか。」「対等、平等を意識した支援ができていないのか。私自身も含めて考えたい。」などの意見が聞かれ、相談援助職として、①気付きを言語化すること、②価値と向き合うこと、③社会に働きかけることの3点が専門職として重要視すべきことを確認できた。また、これまでの「ソーシャルサポートネットワーク」の活動を通して、参加者と以下の3つについて共有することができた。

表2 ソーシャルサポートネットワークの学習会テーマと参加者数

	開催日	テーマと開催場所	参加者数
1	2016/12/3	「社会福祉士って何？」 新発田市	26人
2	2017/3/25	「助けてと言えなくて マップ作成から見える地域の課題」 新潟市	38人
3	2017/8/19	「未来を考えるソーシャルワーク 最悪のシナリオから考える」 新潟市	45人
4	2017/12/2	「私が描く相談員像 相談員に求められる役割」 新潟市	31人
5	2018/3/10	「社会福祉士の相談援助とは？事例検討を通じて」 新潟市	46人
6	2018/7/14	「社会福祉士って何？」 村上市	20人
7	2018/9/14	「過去・現在・未来を考える旅」 新潟市	40人
8	2019/3/16	「社会の歪み 医療編」 新潟市	57人
9	2019/7/27	「社会の歪み 引きこもり編」 新潟市	32人

- ① 現代の日本社会は、高齢者の問題に限らず、貧困、引きこもりなどといった課題が散見されている。そして、その内容は年々深刻化していること。
- ② ①の課題に対して、様々な分野で働く社会福祉士はソーシャルワークの価値を基盤としながら対応しているが、現場では複雑な相談が増加しており、使命感と葛藤の狭間で悩んでいること。
- ③ これまで社会福祉士の専門性を高めるために様々な研修に参加してきたが、実践で活用できないもどかしさもあり、社会福祉士の専門性について悩んでいる者が多いこと。

このような「ソーシャルサポートネットワーク」の活動により創出された新しい形の専門職ネットワークが、さらに県内外の社会福祉または社会保障を専門とする大学教員らとのつながりを強化することになり、理論と実践をベースとした地域課題の解決など地域貢献への志向性を高めることにつながった。そして、「今の私たちの年齢を考えた場合、定年まで15年ほどしかない。残りの時間を有効に使うために職場と違った形で専門性を発揮したい。社会貢献につながる活動ができないものか」との気持ちを共有した。そこで、どのような形であれば、仕事の傍らで専門性を発揮できるのか模索した結果、NPO法人による法人後見の設立に至った。その後、具体的な取り組みに向けて、共通の知人の弁護士や社会福祉士らに声をかけ、活動目的や今後の展開等について、話し合いを重ねた。その中で、あるメンバーのひとり、「社協やばあとなあ新潟での活動を通して、成年後見制度の課題を把握していたので地域課題解決に向けて力になりたいと思う」と話し、あるメンバーは「成年後見制度の活用が必要な方は、複雑に絡み合った問題を抱えていることが多く、様々な分野の専門職がチームを組んで支

えていく必要がある。また、対人援助職が疲弊し、本来の力が発揮できなかったり、支援に困るような状況を支えたりすることで、対人援助職の前にいるクライアントの利益を守ることができると考えている。何事も誰とどのようなチームを組むかが重要だが、人材育成を一緒に行える仲間と巡り合った」と参加した動機を話している。

3) フェイズ3：法人格取得に向けた行政手続き

令和4年(2022年)2月から11月17日まで計23回の打ち合わせを行った。法人を立ち上げるにあたり、各々が所属している上司にも報告し、法人の設立と活動の理解が得られたことも大きい。これまで、「ソーシャルサポートネットワーク」などの自主的な学習会は専門職との結びつきを強めたが、NPO法人「こうけん新潟」では地域の人々や施設を対象とした実践の始まりとなる。

法人を立ち上げるまでの過程については、以下のとおりである。

(1) 組織内部での打ち合わせ

新型コロナウイルスの影響と構成員の住まいが点在しているため、主にオンラインでの打ち合わせであった。(計8回実施；集合：1回、オンライン：7回) 打ち合わせでは、活動範囲、活動内容、構成員を中心に意見交換を重ねた。活動範囲については、本業との兼ね合いがあるため、一つの地域に絞ることとし、県内で最も高い高齢化率と専門職が不足している状況を鑑みて、阿賀町で活動することが決まった。活動内容については、成年後見制度の申立支援や受任だけではなく、市民後見人を養成する講師や施設職員等を対象とした人材育成の観点から、構成員は弁護士と社会福祉士以外に大学教員にも声をかけていくこととなった。また、NPO法人の要件には、10人以上が必要になるため、構成員の共通の知人数名に声をかけ、計11名で活動する方向となった。(表1)

(2) 外部機関との打ち合わせ

主に弁護士と社会福祉士の2人が各外部機関に出向き、(新潟家庭裁判所・新潟市市民活動支援センター・新潟市役所市民生活部市民協働課) 必要な書類を準備し、提出した。

今後の活動を見据える中で、阿賀町役場との連携は欠かせない。現時点で具体的なイメージとして描いているのが市民後見人の養成講座である。阿賀町では2016年(平成28年)以降、市民後見人の養成講座は開催していない。阿賀町役場の担当者からは、当時、国が定めているカリキュラムに沿って実施したが、受講者にとって研修時間の長さが負担となったり、また研修の内容が難しいこともあり、活動に対して消極的になった人も少なくはなかったとの話があった。そのため、阿賀町としても市民後見人の養成の必要性を感じているが、カリキュラムの内容と依頼先について悩んでいるとの実情が明らかとなった。

恐らく、市民後見人の養成講座を開催したことがある市町村も同様の悩みを抱えている

と推測されるため、阿賀町での取り組みを押し進めることができれば、他市町村にとって有益な情報となり、NPO法人「こうけん新潟」が貴重な社会資源となり得る。また、「こうけん新潟」の活動に対する認知が広がっていけば、権利擁護について再考する専門職や市民が増えることが期待できる。

4) フェイズ4:「こうけん新潟」の方向性の策定

これまで述べてきたように、「こうけん新潟」は、個別の権利擁護活動を通じて地域福祉力の向上を図るとともに、地域社会の持続可能性を追求するための活動でもあるところが大きな特徴となっている。「こうけん新潟」の方向性として、①社会課題の解決にコミットし、社会から必要とされる団体であり続ける、②最初から活動範囲は広げずに、まずは阿賀町での取り組みから始めていく、③設定した目標を着実に達成しながらチームワークを高めていくこととしている。また、具体的にイメージを共有できるように、初動期(1～

図4 NPO法人「こうけん新潟」のビジョン 出典：NPO法人こうけん新潟定款

NPO法人こうけん新潟 ～ 法人後見事業の方向性 ～				
方向性	・ 社会課題の解決にコミットし、かつ法人運営の持続可能性を目指す。(社会から必要とされる団体であり続ける) ・ 小さく生んで、大きく育てる。(最初から大風呂敷は広げない。) ・ 参加者それぞれの専門性の違いや、それぞれの活動拠点が離れている者が集う集団であることを踏まえ、まずは法人としての一体感を醸成する意味でもわかりやすい目標(短期目標)を設定し、それをクリアしていくことを繰り返しながら(スモールステップ)、法人としても専門職としても成長していく。			
区分	①初動期	②展開期	③安定期	
期間(目安)	1～3年目	4～6年目	7年目以降	
活動目標	・ 活動はできるだけ分かりやすくコンパクトに。 ・ 収入よりも法人としての活動実績、経験を着実に積んでいくことを優先。	・ 活動エリアを徐々に発展させていく。(認知拡大) ・ 法人を安定的に運営させていくため、後見報酬以外の収入源を継続的に確保する。	・ 活動エリアを一層広げるとともに、より地域に根差した法人後見団体としての土壌を固める。(地位確立)	
取組①	内容	★阿賀町を対象とした法人後見事業の実施 ・ 阿賀町の市民後見人養成研修修了生を、当法人の「法人後見支援員」(正会員)として活動してもらい、役員等がそれを伴走的に後方支援。	★阿賀町周辺地域を対象とした法人後見事業の実施 ・ 阿賀町での実績を踏まえ、周辺市町村(隣接する五泉市、阿賀野市等)での活動にも取り組む。(※決してその他の地域での活動可能性を閉ざすものではない。)	★下越地域を対象とした法人後見事業の実施 ・ ②展開期までの活動実績を踏まえ、さらに活動エリアを広げ、新潟市を含む下越地域全域を対象とした法人後見活動に取り組む。
	背景・理由	・ 県内一の高齢化率。 ・ 後見ニーズが高いが、担い手が少ない。(町社協だけでは対応できていない。) ・ 首長申し立て事案率が高い。 ・ 渡部氏の活動拠点であり、原田氏も法律相談所に関与。 ・ 市民後見人養成自治体。 ・ 既に市民後見人養成研修修了生がいる。 ・ 町から成年後見制度法人後見支援事業としての補助を得られる可能性あり。	・ 五泉市、阿賀野市では、阿賀町より人口規模が大きいにも関わらず、同町同様に専門職が不足。 ・ 両市には比較規模の大きい社会福祉法人や福祉事務組合があり、高齢者福祉施設に加え、障害福祉関係事業所を運営する法人も多いため、後見ニーズは高く、将来的にも高まる一方と予測される。 ・ 阿賀町、五泉市、阿賀野市は、新潟県が設定する障害福祉圏域となっており、3市町で一体的に法人後見事業を展開していくことは、県が進める障害福祉サービス推進の観点からも理に通っている。	・ 下越地域での専門職後見人不足は以前から顕著。平成25年度県社協調査では家裁支部別で新発田支部管内が県内一の給付不足という結果に。三士会(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会)からも給付不足の課題がたびたび指摘されている。 ・ NPO法人設立時の役員等の生活拠点ということもあり、地域特性を理解した上での活動が可能。
	要検討	・ 法人後見運営委員会の構成メンバーの選定	・ 対象自治体からの受任要請スキーム、周知活動 ・ 対象自治体での活動者の確保	・ 同左 ・ 同左
	取組②	内容	★阿賀町における法人後見支援員養成研修の実施	★対象自治体における法人後見支援員養成研修の実施
背景・理由		・ より多くの後見ニーズに対応するため、組織体制強化が必要(活動者の養成)	・ 同左	・ 同左
要検討		・ 研修開催費用の算段(受講料収入、市民後見人養成研修の受託、民間助成金の活用等)	・ 研修開催に向けた当該自治体との調整	・ 同左(新潟市、新発田市、村上市は既に市民後見人養成研修開催実績あり)

3年目)、展開期(4～6年目)、安定期(7年目以降)の3つに分けて、取り組み等についてまとめている。さらに、構成員の経験と強みを活かすことができるように、それぞれの役割について調整している。(図4)

Ⅲ 地域に根差した活動に向けて

上述したように「こうけん新潟」は、①法人後見を中心とした権利擁護に関する事業、②福祉職と司法職との協働による人材育成に関する事業の二本柱で地域に根差した活動を目指している。そこで、ここからは「身寄りなし問題」を例にあげ、司法・福祉系NPO法人「こうけん新潟」による権利擁護実践の方向性と課題について考察していくこととする。

1. 「身寄りなし問題」と成年後見制度

「身寄りなし問題」は、現代社会において大きな課題となっている。新潟県で実施された調査では、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所するにあたって「身元保証人等」が不在の場合、「身元保証人等がいなくても、成年後見人、任意後見人等がいれば、入院、入所(入居)を認めている」という回答が8割を超えていたことが明らかにされている¹¹⁾。今後、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者等が急増していく中で、成年後見制度の活用は有効と言える。一方で課題も山積している。星によれば、2040年(令和22年)には「人数にして、高齢者の4人に1人に当たる1,000万人以上が頼れない、または頼れない状態になる」と指摘している¹²⁾。そのため、早い段階から地域住民及び医療・福祉関係者等と身寄りなし問題や成年後見制度に関する議論を重ねていくことが必要である。

2. 「身寄りなし問題」と法人後見のメリット

西森は、必要な支援が必要な期間変わらずに提供され続ける状況、その状況を実現するための支援体制を制度的にも構築することが必要であり、「成年後見人の確保に比べ、高齢期の生活継続性を確保するための体制としては、成年後見人は法人によってなされるべきであり、また、今後、法人によってなされていくべきである」と指摘している¹³⁾。法人後見のメリットとしては、桜井が「法人内に成年後見人の交代可能な人材が居ることにより、成年後見の継続性が確保されやすいことである。くわえて、法人内に後見補佐実習の機会があること、法人内で後見経験者や専門職から有益な情報が得られること、法人が付保する損害賠償保険により会員の賠償リスク対策が講じられること、法人の実績や信用を基に成年後見人に選任されやすいこと」¹⁴⁾を挙げているように、権利擁護における法人後見に対する社会的期待感は高まっている。しかし、縦割りの構造のもとではこうした期待感に添えていくことは困難な状況である。そのため、司法と福祉および教育、研究の専門職協働によるアプローチを志向する「こうけん新潟」が地域に根付き、地域社会とのパートナーシップが形成されていくプロセスを重視した活動を展開していく中で地域共生社会の実現に必要な社会資源として定着できるのではないかと考えている。

3. 市民後見人の育成

地域によって、そもそも専門職が不足しているといった地域格差が生じている。成年後見制度の利用が必要であったとしても、後見人候補者が見つからないため成年後見制度の利用を断念する、あるいは成年後見人が選任されるまでに通常よりも時間を要することがある。人手不足も深刻さを増している。特に過疎地域では医療・福祉の人手不足が著しく、常態的に求人募集が行われており、事業所で

は人材育成よりも人材確保が優先課題となっていることが予想される。これらの状況が続くことで、専門職としての必要な知識が不足してしまうことや制度の利用が進まない状況が生まれる。

2016年（平成28年）に政府が、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行したことにより、社会福祉法人やNPO法人などによる法人後見団体が少しずつ増加しており、新潟県内においても社会福祉協議会を中心とした法人後見団体が増えている。もっとも、政府による取り組みや法人後見団体の増加が見込まれるとしても、専門職の絶対数が大幅に増加することはなく、地域格差の解消にも至らない。こうした状況に鑑みれば、成年後見人の担い手が十分確保されている、今後確保されるとは言い難い。そこで、新たな担い手として期待されるのが市民後見人である。市民後見人は、弁護士や社会福祉士などの専門職の資格を有してなくても、親族以外の市民が務める成年後見人等のことを指す。地域に根差した活動が可能であることから、本人の権利擁護の視点からも、各地域において市民後見人の育成および活用の推進が期待されている。

しかし、市民後見人の活動において、成年後見制度に関する民法をはじめとした最低限の法的知識、医療福祉に関する制度および倫理等は欠かすことができない。「こうけん新潟」では、持続可能な権利擁護活動を実践していくにあたり、市民後見人の育成と育成に携わる専門職との協働も想定される。よって、市民後見人の人材育成に向けたカリキュラムの整備や支援体制の構築が必要不可欠であり、今後の課題と言える。

Ⅳ まとめ

「こうけん新潟」の活動は、支援者の学びの場である「ソーシャルサポートネットワーク

ク」という自主学習会を発端として、支援者としての専門性の向上、支援者同士の顔の見える関係づくりを行ってきた。しかし、新型コロナウイルスの影響で2020年（令和2年）から「ソーシャルサポートネットワーク」の活動は休止し、顔を合わせる機会がほとんどなくなってしまった。それでもオンラインを活用して、同志の社会福祉士らと心に秘めている思いを語り合ってきた。そして、社会福祉士は権利擁護を行うソーシャルワーカーであることを再確認し、どのような実践ができるのか模索し続けた。その行き着いた答えが、弁護士と福祉専門職による法人後見団体「こうけん新潟」の設立である。多岐に渡る専門家が協働し、地域の受け皿として機能しつつ、あわせて、市民後見人の育成などさらなる社会資源の創出につなげていく。これらを持続、展開していくことが、司法・福祉系NPO法人としての社会的意義であり、「こうけん新潟」の使命だと考えている。

注1) つながる鹿児島では、「家族による支援」があることが当たり前の前提として構築される社会システムの中で、さらには、連帯保証・身元引受等の人的担保が必要とされる慣習のために、『身寄り』がないか『身寄り』に頼ることのできない人が「家族による支援」が受けられず、居住・医療・介護・就労等のいのちとくらしに関わる重要な場面で排除されて」いることを「身寄り問題」と定義している。

注2) 認知症、知的障害や精神障害などの理由で判断能力が低下した本人に代わって、家庭裁判所から選任された成年後見人等が法律行為や財産管理等の権利を擁護する制度である。成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられており、「任意後見制度」は将来判断能力が低下した場合に備えて判断能力が十分なうちに本人が選んだ代理人（任意後見人）にど

のような支援をしてもらうか決めておく制度であり、「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分になった際に家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人が選ばれる制度である。また、「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型で構成されている。

注3) その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成29年3月24日に第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）が閣議決定、令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）が閣議決定された。平成12年に施行された成年後見制度では、法人が成年後見人等になることが認められ、現在社会福祉法人、医療法人、NPO法人など様々な法人が活動している。

注4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や・医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」はより馴染みやすい言葉となるよう、人生会議という愛称ともなっている。

文献

- 1) 厚生労働省老健局. 平成元年 認知症施策の総合的な推進について(参考資料).
 <<https://www.mhlw.go.jp>>. 2022年12月1日.
- 2) 厚生労働省. 平成30年 身元保証人等がないことのみを理由に入院を拒否することについて. <<https://www.mhlw.go.jp>>. 2022年12月1日.
- 3) 公益財団法人長寿科学振興財団. 2022年7月更新 健康長寿ネット.
 <<https://www.mhlw.go.jp>>. 2022年12月1日.
- 4) 厚生労働省. 成年後見制度の現状.
 <<https://www.mhlw.go.jp>>. 2023年1月6日.
- 5) 最高裁判所 後見人等による不正事例(平成23年から令和3年まで).
 <https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/koukenninhuseijirei/index.html> 2022年12月1日.
- 6) 厚生労働省ホームページ 第二期成年後見制度利用促進法基本計画.
 <<https://www.mhlw.go.jp>>. 2022年12月1日.
- 7) 上山泰. 成年後見と身上配慮. 日本社会福祉士会. 10-11. 東京: 筒井書房; 2000.
- 8) 小澤薫, 伊藤裕輔, 小栗宗春. 支援者が専門性を高めるための地域の実践－新潟における自主学習会の取り組みから－. 人間生活学研究(新潟人間生活学会). 2020; 11: 60-63.
- 9) 小栗宗春. 新潟の地にあった学生セツルメント活動－新潟大学医学部にあった学生のセツルメント活動の聞き取りから－. 福祉研究／日本福祉大学社会福祉学会編. 2021; 116: 149.
- 10) 小澤薫. 新潟県における身元保証に関する実態把握調査報告書. 人間生活学研究(新潟人間生活学会). 2021; 12: 31-38.
- 11) 星貴子. 超高齢社会における身元保証の現状と課題. JRIレビュー. 2020; 5: 77.
- 12) 西森俊樹. 高齢期の生活継続性の確保と法人後見の果たすべき役割. 臨床法務研究. 2017; 18.
- 13) 櫻井幸男. 法人後見NPOの役割と今後の発展について. 21世紀社会デザイン研究(立教大学大学院). 2017; 88.

2022年度新潟青陵学会臨時総会議事録

日 時：2022年11月5日(土)12:10～12:25

場 所：新潟青陵大学5号館5301大講義室

総合司会：佐々木祐子理事

1. 開 会

2. 会長挨拶：木村哲夫会長より挨拶が行われた。

3. 議長選出

1) 議長選出：柄澤清美会員が議長に選出され、議事録署名人に清水理恵会員、上迫裕美子会員が選出された。

2) 議長挨拶：挨拶と共に、本日の出席者、委任状数を合わせて議決に必要な過半数52名を上回る出席があることが確認された。

4. 審議事項

1) 第一号議案 2021年度収支決算：平川毅彦理事より配布資料に基づき決算報告がされ、栗林克礼監事より監査した結果適性であることが報告され、案通りに承認された。

2) 第二号議案 第15回新潟青陵学会学術集会会長選出について：中平浩人会員が選出された。

5. 報告事項

1) 2022年度学会事業中間報告

(1) 新潟青陵学会誌第15巻第2号の刊行について：真壁あさみ理事より報告された。

(2) 研究報告会について：佐々木祐子理事より、3名の研究報告会がzoomにより実施され、多数の参加者があったことが報告された。

2) 「新潟青陵学会誌編集委員会規程」ならびに「新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程」の改正について：真壁あさみ理事より両規程の改正が報告され、受理された。

特記事項：

①「両規定の改正は本日審議ではなく報告事項として提出されているが、規程改正であるので審議としなくて良いのか、また改正規程の施行日が10月20日となっているのは何故か。」という質問があり、両規程は「役員会の議」で改正出来る規程となっていること、役員会で承認された日が10月20日であることが説明された。

②「『新潟青陵学会誌編集委員会規程』第3条は、編集委員会に関する内容ではないので削除すべきではないか。」という意見があり、再度役員会で検討し改正があれば再度報告することとされた。

6. 議長退出

7. 第15回新潟青陵学会学術集会会長挨拶：中平浩人第15回新潟青陵学会学術集会会長より挨拶が行われた。

8. 閉 会

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程

(発行の目的)

第1条 新潟青陵学会会員がそれぞれの専門分野において学術的にさらに発展する基盤を獲得できるよう、「新潟青陵学会会則」第2条(目的)に則り、会員相互の指導・支援により会員が執筆する論文等を掲載発表することを目的として「新潟青陵学会誌」を発刊する。

(投稿資格)

第2条 学会誌への投稿者は、正会員に限る。ただし、学会役員会が承認する場合には、正会員以外の投稿資格を認めることがある。

(発行の体裁)

第3条 発行各号の体裁はA4版とし、本文の体裁は10ポイント活字横2段組みとする。

(掲載制限)

第4条 同一の号における掲載は、1人1編を原則とする。ただし、各号の全体の頁数が過大となる場合は、執筆者の承諾を得て2つ以上の号に分割掲載することがある。

2 他誌に発表された原稿(投稿中および印刷中も含む)の投稿は認めない。

(原稿の種類および内容)

第5条 原稿の種類は、総説、原著、研究報告および資料とし、それぞれの内容は、次の各号のとおりとする。

一、総説 特定のテーマについて、総合的に学問的状况を概説したり考察したりしたもの

二、原著 独創的な知見が論理的に導かれている学術論文

三、研究報告 研究結果の意義が大きく、当該研究分野の進展に寄与すると認められるもの
(実践報告、事例報告、または、調査報告等を含む)

四、資料 前各号のいずれにも該当しないものの、資料的価値があると認められるもの

2 新潟青陵学会誌編集委員会(以下「編集委員会」という。)は、前項に規定する原稿とは別に、新潟青陵学会の事業に関する記事を掲載したり、会員に記事の投稿を求めたりすることができる。

(投稿手続)

第6条 原稿は、次の各号により構成する。

一、和文要旨(資料をのぞく)・キーワード

二、英文要旨(資料をのぞく)・キーワード

三、本文(タイトル、文献、注、付記を含む)

四、図、表および写真

2 前項第二号に規定する英文要旨は、英語を母国語とする者、またはそれに準ずる語学力を有する者による校閲を受けるものとする。校閲に係る手続き等は、投稿者において行う。

3 研究等の実施にあたりいずれかの倫理審査委員会で審査を受けたかどうかを、カバーシートに記載し、該当する場合は承認を得た倫理審査委員会名および承認番号を記載する。倫理的配慮は本文の「方法」の項に記載する。

4 投稿者は、編集委員会において定める提出期限までに、次の各号の書類等を編集委員会において定める提出先に電磁的方法により提出する。

一、カバーシート(様式1) 1部

二、原稿 1部

三、投稿論文チェックリスト（様式2） 1部

四、誓約書および著作権譲渡同意書（様式3） 1部

5 前項第二号に規定する原稿には、投稿者の氏名を記載しない。

6 第4条第2項に規定する記事は、前号までの規程によらず、編集委員会において別に定めるところによるものとする。

（編集手続）

第7条 編集委員会における編集手続は、次の各号のとおりとする。

一、前条第2項の投稿手続を経た原稿は、学会事務局の定めた提出先に提出された日をもって提出日とする。ただし、提出期限を過ぎて到着した原稿は、いかなる理由があっても認めない。

二、編集委員長は、期限までに提出された原稿が本規定の第7条第3項および4項を遵守しているかどうか確認し、遵守されている原稿を受け付け、遵守されていない原稿については再提出を指示する。

三、編集委員会は、受け付けた原稿を審査に付し査読を査読者2名によるダブル・ブラインド制で行い、その採否を決定し、正式に受理する。

四、編集委員会は、受理した原稿の投稿者に対して原稿の修正および種類の変更を求めることができる。

五、原稿の受理通知を受けた投稿者は、編集委員会に対して、本文等の電磁的データを遅滞なく提出しなければならない。

六、原稿の掲載順等の編集に関する事項は、編集委員会が決定する。

（原稿の執筆）

第8条 原稿の執筆は、次の各号の要領によるものとする。

一、原稿は、和文または英文により、ワードプロセッサを用いて作成する。

二、原稿（図、表および写真を除く。）の形式は、すべてA4版の用紙に、10ポイント横書きで印字するものとする。

三、一行の文字数は40字、一頁の行数は36行に設定して適切な行間を空けるものとする。

文献、注、付記の書式もこれに準ずる。

四、原稿の本文、図、表および写真を合計したA4版用紙の枚数は、13枚以内とする。

五、原稿中の図、表および写真は、4分の1未満にあつては360字、4分の1以上2分の1未満にあつては720字、2分の1以上1頁未満にあつては1440字で換算するものとする。

六、見出番号の表記は、原則として次の様式に従う（全角英数字。「」は全角スペースを、「□」は文字を示す）。

I □□□□□（章）

（1行アキ）

1. □□□□□（節）

1) □□□□□（項）

(1) □□□□□

① □□□□□

七、図、表および写真には、図1、表1、写真1のように通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文右欄外に、それぞれ挿入希望位置を朱書きで指定するものとする。なお、図および写

真については、天地の別を明示することが望ましい。文字の修正・矢印の焼き込み等については、別に実費を徴収するものとする。

八、図および写真は、直接に製版可能な明瞭かつ鮮明なもの（電磁的データによるものが望ましい。）とし、モノクロ製版を原則とする。カラー製版を希望する場合は、モノクロ製版とした場合の差額は投稿者の負担とする。

九、文献の記載は、原則「バンクーバー方式」に準じ、本文中に文献が引用された順に番号をつけ、その順に引用文献を記載する。本文中に2ヶ所以上で同じ文献を引用した場合は、最初につけた番号をそのまま後に引用した所につける。

① 文献の記載は、著者が6人までは全員、7人以上の場合は6人までを挙げ、7人以降は『他』とする。英文の場合は、『et al』とする。記載方法は以下の例に従う。

② 文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に¹⁾, ¹⁻⁵⁾, ^{1, 3-5)}のように、片括弧を付した算用数字を記入する。

③ 雑誌名に略語を用いてよい。その場合はすべての雑誌名に略語を使用する。

④ 文献の表記は、原則として次の様式に従う。

雑誌論文 著者名. 論文名. 雑誌名. 西暦年; 巻(号): 頁-頁.

1) 緒方泰子, 永野みどり, 福田敬, 橋本廸生. 病棟に勤務する看護職の就業継続意向と看護実践環境との関連. 日本公衆衛生雑誌. 2011; 58(6): 409-419.

2) Gottfried H, O'Reilly J, Nikolova M, Ghodsee K, Hobson B, Orloff AS, et al.
Reregulating breadwinner models in socially conservative welfare systems: comparing Germany and Japan. Social Politics. 2002; 9(1): 29-59.

単行書 著者名. 書名. 編者名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

3) 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 103. 京都: ミネルヴァ書房; 2007.

4) Sen AK. Collective choice and social welfare. 201. Amsterdam: Elsevier; 2002.

訳書 原著者名. 訳者名. 書名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

5) Oleckno WA. 柳川洋, 萱場一生. しっかり学ぶ基礎からの疫学: basic learning and training. 135. 東京: 南山堂; 2004.

ウェブページ 著者名. ページ名. <URL>. 閲覧西暦年月日.

6) 厚生労働省. 平成24年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況.
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info03_h24.html>.
2014年8月31日.

十、注の記載は、本雑誌が複数の異なる学術分野を扱うため、執筆者が属する学術分野が主導する論文形式に則り、選択できるものとする。注の記載を選択した場合は、本文の最後（文献がある場合はその後）に引用順に一括する。

① 注の番号は、本文中の必要箇所右肩に注1), 注2)のように、片括弧を付し注を付けた算用数字を記入する。

② 注の記載内容および記載形式は、執筆者の属する学術分野が主導する論文形式に則る。

十一、付記の取扱いは、次の例による。

① 原稿の終わりに謝辞等の項を設けることができる。

② 当該研究が研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を得て行われた場合は、謝辞等にその旨を記載する。

十二、本誌ではダブル・ブラインド制による査読を採用するため、原稿には著者名・所属が同定されるような情報が含まれないようにする。

- ① 本文や参考文献の中で、著者が特定される箇所は伏せ字にするなどして、著者が推測されにくいように配慮する。
- ② 謝辞や研究資金助成等の記載で著者が特定できる可能性がある場合は、投稿時点では行わず、採択後の完成原稿に記す。
- ③ 上記の配慮は著者の責任において行う。

十三、カバーシートには、次の内容を記載する。

- ① 論文の表題（和文および英文）
- ② 欄外見出し（和文および英文）
- ③ 著者名（和文およびローマ字）
- ④ 所属機関名
- ⑤ キーワード（和文および英文で5語以内）
- ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
- ⑦ 希望する原稿の種類
- ⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）
- ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- ⑩ 英文校閲を証明するサイン
- ⑪ 倫理審査の必要性の有無

十四、要旨は、和文については400字程度、英文については200ワード程度で作成するものとする。

なお、原稿作成の際、本文の最後に字数およびワード数を明記する（例（396字）、（190words））。

（著者校正）

第9条 審査および査読後の最終原稿提出後の著者校正は、誤字及び脱字等の修正以外の加筆及び修正は認めないものとする。

（抜刷等）

第10条 掲載論文等1編につき抜刷50部を配付する。ただし、50部を超える分については執筆者がその費用を負担しなければならない。カラー製版等の特別な技術を必要とする場合も同様とする。

（著作権等）

第11条 本学会誌に掲載された論文等（以下「論文等」という。）の著作権は、新潟青陵学会に帰属する。

2 前項の著作権とは以下を指す。

- 一、コピーを作ることに関する権利として、「複製権」
- 二、コピーを使わずに公衆に伝えることに関する権利として、「上演権・演奏権」、「上映権」、「公衆送信権」、「公の伝達権」、「口述権」、「展示権」
- 三、コピーを使って公衆に伝えることに関する権利として、「譲渡権」、「貸与権」、「頒布権」
- 四、二次的著作物の創作・利用に関する権利としての「二次的著作物の創作権」、「二次的著作物の利用権」は含まない。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、学会役員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、2019年11月3日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、2022年10月20日から施行する。

(様式1)

新潟青陵学会誌 (Journal of Niigata Seiryō Academic Society) 投稿論文カバーシート

論文番号(事務局にて記載)		原稿受付月日(事務局にて記載)	20 年 月 日
論文の表題			
Title			
欄外見出し			
Running Title			
著者名 1. 2. 3.	所属機関名 (大学の場合は学部学科まで記載してください) 1. 2. 3.		
Authors 1. 2. 3.	Affiliation 1. 2. 3.		
キーワード (5語以内)			
Keywords			
原稿(本文)	■枚数() ■図の数() ■表の数() ■写真の数()		
原稿の種類	■総説() ■原著() ■研究報告() ■資料()		
抜刷希望数	()部 ※無料分50部を除く。		
連絡者 ※第一執筆 者であるこ とが望まし い	(氏名) (住所)〒 (電話番号) (電子メール)		
英文校閲 ¹⁾ Revision of English	サイン(sign) ※校閲者による自署のこと。校閲を証明する書類の添付にかえることも可。		
倫理審査	☐ 審査済み	倫理審査委員会名 承認番号	☐ 審査なし

1) 本文が日本語の論文は、校閲対象をTitle, Running Title, keywordsおよびAbstractとする。

(様式2)

投稿論文等チェックリスト

*投稿する前に原稿を点検確認し、原稿に添付して提出してください。下記の項目に従っていない場合は、投稿を受け付けないことがあります。

- ☐ 1. 原稿の内容は、他の出版物にすでに発表、あるいは投稿されていない。
- ☐ 2. 希望する原稿の種類と原稿枚数の規定を確認している。
- ☐ 3. 原稿は、A4判用紙に横書きで、1行40字、1ページ36行で印字している。
- ☐ 4. 原稿枚数は、本文、注記および図表等を含めて、投稿規程の制限範囲内である。
- ☐ 5. 図、表および写真は、1枚に1点を印刷し、それぞれ通し番号を付けている。
- ☐ 6. 見出番号の表記は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- ☐ 7. 本文原稿右欄外に、図、表および写真の挿入希望位置を朱書きしている。
- ☐ 8. 文献の情報は、原典と相違ない。
- ☐ 9. 文献の記載は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- ☐ 10. 和文要旨400字程度、英文要旨200ワード程度（希望する原稿の種類が「資料」の場合を除く）をつけている。
- ☐ 11. 英文要旨と和文要旨の内容は、一致している。
- ☐ 12. カバーシートに、次の項目を記載している。
 - ① 論文の表題（和文および英文）
 - ② 欄外見出し（和文および英文）
 - ③ 著者名（和文およびローマ字）
 - ④ 所属機関名
 - ⑤ キーワード（日本語および英文でそれぞれ5語以内）
 - ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
 - ⑦ 希望する原稿の種類
 - ⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）
 - ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- ☐ 13. 次の書類等が、揃っている。
 - ① 原稿：1部
 - ② カバーシート：1部
 - ③ 投稿論文チェックリスト：1部
 - ④ 誓約書および著作権譲渡同意書：1部

以 上

私は、新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程に基づき、上記項目を確認しました。

令和 年 月 日（第一執筆者氏名）

(様式3)

新潟青陵学会

会長 木村 哲夫 様

年 月 日

【誓 約 書】

投稿論文は、その内容を他誌に掲載・投稿していないことを誓約致します。

【著作権譲渡同意書】

私は論文等を見新潟青陵学会に提出するに際し、「新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程第 10 条 著作権等」に同意の上、その論文等にかかる著作権を本会に譲渡することに同意します。

また譲渡後、当該論文等が電子データベース「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部機関リポジトリ」に登録され、インターネットにより配信されることにも併せて同意します。

論 文 名：

論文種類：〔総説 原著 研究報告 資料 その他〕

著 者 著者全員、署名・捺印のこと

*但し、自書の場合は捺印不要

1. (筆頭者)	印	6.	印
2.	印	7.	印
3.	印	8.	印
4.	印	9.	印
5.	印	10.	印

筆頭者氏名：

住所：

所属施設

*用紙が不足する場合はコピーして使用してください。

CONTENTS

Original Articles

- Representation of Buddha in the Buddhist Picture Book “Oshaka-sama dokoni
oideni naruno”
: The Influence of Takeichi Yaso-o on Buddhist Picture Books
Keiko Yamaguchi Kaku Mori…… (1)

Reports

- Experiences of Patients with Dilated Cardiomyopathy Who Underwent
Cardiac Resynchronization Therapy Defibrillator Placement
Hitomi Asano Mutsumi Ike
Masaru Nakamura Ryo Nagasawa…… (12)

- Achievements and future challenges facing pre-graduation nursing skills
training provided by online media
Chiho Morita Rie Shimizu Yumiko Kamisako
Aya Nakabayashi Hitomi Asano Yumi Hayakawa…… (20)

Documents

- Current Status and Issues of Assignment of Consultation Assistance Practice
in the Corona Disaster
Shino Kokubo…… (32)

- Establishment of a Non-Profit Organization through Collaboration between
the Lawyer and Social Workers:
Based on the Current Situation and Issues of the Adult Guardianship System.
Yusuke Ito Koichi Harada Kazutomo Watabe
Yuji Teraguchi Kaoru Ozawa Osamu Miura Jaeuk Lee…… (44)

2022年度 新潟青陵学会役員

会 長 木村 哲夫
会長代行 渡邊 典子
理 事 総務担当：平川 毅彦、佐藤 富貴子、茶谷 利つ子
広報・研究報告会担当：碓井 真史、佐々木 祐子
学会誌編集担当：真壁 あさみ、石田 道雄、内藤 守
監 事 宮沢 稔、栗林 克礼
事 務 池宮 真由美、武藤 奈保

2022年度の査読には、下記の諸先生にご協力いただきました。厚く御礼申し上げます。
(五十音順・敬称略)

石田 道雄	上原 喜美子	齊藤 勇紀	佐藤 朗子	関谷 昭吉
茶谷 利つ子	塚原 加寿子	内藤 守	中根 薫	新國 佳祐
真壁 あさみ	峰本 義明	和田 由紀子		

編集後記

この度、皆様のご協力のおかげで、新潟青陵学会誌第16号第1巻を発行する運びとなりましたことを心より嬉しく思っております。特にお忙しい中、査読の労を担ってくださった先生方、執筆された先生方に、心よりお礼申し上げます。例年、丁寧に査読していただいておりますが、査読を受けた執筆者が、今度は次の機会にまた丁寧に査読して下さるというような、良い循環ができていますように思います。日々お忙しい中ですが、今後とも研究成果を発表する良い機会として、新潟青陵学会誌を役立てていただきたいと思います。

います。

新型コロナの感染症法上の位置づけについて、政府は、2023年5月8日に、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を正式に決めています。今後どのように生活するのが良いのか、様々な意見が交わされています。

影響を受けて変化した日常の肯定的側面を見極めながら、より良い時代が築かれることを願っています。まもなく新学期です。新しい風を感じつつ希望を持って歩みたいと思っています。

真壁あさみ

新潟青陵学会誌 第16巻第1号

2023年3月7日 印刷
2023年3月15日 発行（非売品）

発行者 〒951-8121 新潟青陵学会（会長 木村 哲夫）
新潟県新潟市中央区水道町1-5939
TEL 025 (266) 0127
FAX 025 (267) 0053
<https://www.n-seiryō.ac.jp/gakkai/>
印刷所 〒950-0134 新潟県新潟市江南区曙町3丁目14-20
野崎印刷株式会社
TEL 025 (382) 7115
FAX 025 (382) 7118
E-mail info@nozaki-print.com

ISSN 1883-759X

Vol.16, No.1
March 2023

JOURNAL OF
NIIGATA SEIRYO
ACADEMIC SOCIETY

NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY